

令和3年第2回定例会会議録（第4号）

令和3年6月22日

○出席議員（23名）

1 番	梶 田 貢 君	2 番	日名子 敦 子 君
3 番	美 馬 恭 子 君	4 番	阿 部 真 一 君
5 番	手 束 貴 裕 君	6 番	安 部 一 郎 君
7 番	小 野 正 明 君	8 番	森 大 輔 君
9 番	三 重 忠 昭 君	10 番	森 山 義 治 君
11 番	穴 井 宏 二 君	12 番	加 藤 信 康 君
13 番	荒 金 卓 雄 君	14 番	松 川 章 三 君
16 番	市 原 隆 生 君	17 番	黒 木 愛一郎 君
18 番	平 野 文 活 君	19 番	松 川 峰 生 君
20 番	野 口 哲 男 君	21 番	堀 本 博 行 君
22 番	山 本 一 成 君	23 番	泉 武 弘 君
25 番	首 藤 正 君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 長 野 恭 紘 君	副 市 長 阿 南 寿 和 君
教 育 長 寺 岡 悌 二 君	上下水道企業管理者 岩 田 弘 君
総 務 部 長 末 田 信 也 君	企画戦略部長 安 部 政 信 君
観光・産業部長 松 川 幸 路 君	公営事業部長 上 田 亨 君
市民福祉部長兼 福祉事務所長 田 辺 裕 君	いきいき健康部長 内 田 剛 君
建 設 部 長 松 屋 益治郎 君	市長公室長兼 自治連携課長 山 内 弘 美 君
防 災 局 長 白 石 修 三 君	消 防 長 須 崎 良 一 君
いきいき健康部次長 大 野 高 之 君	教 育 部 長 柏 木 正 義 君
消防本部次長兼 庶務課長 浜 崎 仁 孝 君	上下水道局次長 山 内 佳 久 君
職 員 課 長 河 野 伸 久 君	財 政 課 長 矢 野 義 知 君
温 泉 課 長 中 村 賢一郎 君	温 泉 課 参 事 後 藤 隆 君

産業政策課長	竹 元 徹 君	市民課長	大 石 宗 徳 君
子育て支援課長	宇 都 宮 尚 代 君	健康推進課長	樋 田 英 彦 君
秘書広報課長	大 町 史 君	教育政策課参事	森 本 悦 子 君
教育政策課参事	西 澤 和 江 君	教育政策課長	奥 茂 夫 君
学校教育課参事	松 丸 真 治 君	学校教育課参事	利 光 聡 典 君
社会教育課長	古 本 明 彦 君	消防警防課長	井 元 隆 文 君

○議会事務局出席者

局 長	花 田 伸 一	議事総務課長	佐 保 博 士
補佐兼議事係長	藤 内 洋 一	総 務 係 長	市 原 祐 一
主 査	浜 崎 憲 幸	主 査	原 口 聡 子
主 査	松 尾 麻 里	主 任	佐 藤 雅 俊
主 事	西 田 理 乃	速 記 者	桐 生 正 子

○議事日程表（第4号）

令和3年6月21日（月曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（松川章三君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 4 号により行います。

日程第 1 により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○ 18 番（平野文活君） それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

まず第 1 は、コロナ感染の問題でございます。

私たち共産党の市議団は、このコロナが発生して繰り返し感染防止問題を取り上げてまいりました。美馬議員とともに議会で質問をすると同時に、直接市長に対しての申入れなどもしてまいりました。

最初の申入れは、昨年の 8 月でした。国に対する要望などは別にして、市当局にお願いをしているのは、例えばこういうことを言いました。別府市内での P C R 検査についても、現在のような医師の判断や濃厚接触者に限定するやり方を改めて、大規模で計画的な検査を行うことということ求めて、今のようなやり方は、言うなら発症した後を追うというやり方ですから、後追いのであり、感染防止をすることはできないと。したがって、私どもは、旅館やホテル、接客や小売をしている方々、医療機関あるいは介護福祉施設、保育・幼稚園、学校など、感染リスクが高い事業所などで働いている方々、あるいは出入り業者、また必要に応じて施設の利用者全体に対して定期的な P C R 検査を求めますというような項目、1 項目設けさせていただきました。

また、今年の 3 月、言わば第 4 波の入り口の時点で、3 月 21 日にその第 4 波の別府の久しぶりの感染者が出た。それを受けて 23 日に申入れをいたしました。無症状の感染者をいち早く発見・保護するため、幅広い P C R 検査を行うこと。特に都市部からの観光客受入れの最前線に立っている観光・飲食関係者、高齢者や障がい者、保育などの施設の関係者には定期的な検査を実施することという申入れを行い、さらに 4 月の、これは 2 日ですが、前日の 1 日までに学生が 7 人連続して感染が発見されたということを受けて、こういう申入れをいたしました。大学は、今休暇中ですが、別府市内にいる A P U 関係者全員に対して P C R 検査を実施し、無症状感染者をいち早く発見・保護すること。帰省やその他の理由で別府市外にいる学生や関係者に対しても、別府市に入る前後に速やかに検査を実施することなどという申入れをいたしてきました。

私たちの主張の中心点は、大規模な検査、しかも無症状者を含むそして組織・定期的な検査ということにあります。コロナを封じ込めるためには、発症を待って、その関係者をたどるというやり方では根絶することはできない。無症状の感染者が、本人自身も自覚しないまま感染を広げているという実態があるからであります。しかしながら、この提案はなかなか受け入れてはいただけませんでした。

ただ、今回のこの P C R センターの設置により、この活用をいかに活用するかということによっては、無症状者に対する定期的な検査が可能になったというふうに私は理解しております。そういう点では今回の提案は、非常に積極的に評価をさせていただいております。ここに至るまでなかなかそういう、初めての事態にそういうセンターの設置ということになったのですが、例えば昨年の 12 月議会、11 月 30 日に開会いたしました。ここで市長はこうのように発言をいたしました。第 1 波、第 2 波で学習した感染症対策を講じながら、引き続き日本一安全な観光地別府を目指す、こういう発言をいたしました。それに対して私は、日本一安全なというのはどういうことなのか、あるいはどういう手段でそれを実現するのかというようなことを質問しましたが、明確な答弁はありませんでした。

そこで、ひとつ伺いますが、別府市内の 12 月の新規感染者の数は幾らだったでしょ

うか。

○防災局長（白石修三君） お答えをいたします。

昨年 12 月の市内の感染者数は 131 人であります。

○18 番（平野文活君） 非常に大きな数ですね。第 1 波、第 2 波に学ぶということだったのですが、第 1 波というのは昨年の 3 月から 4 月にかけて、別府市内では 3 人の感染、ただ初めて市内から感染者が出たというのでかなり衝撃を受けました。その第 2 波は 8 月に集中しているのですが、15 人。そういう第 1 波、第 2 波と比べると、12 月だけで 131 人というのは非常に大きな、大波だと言わなければなりません。こういうことがありました。

また、さらに第 4 波の関係になりますが、今年の 3 月の議会の開会日の冒頭発言で、市長はこのように言いました。年明けには感染拡大を断ち切ることができた。令和 3 年度は、感染対策をしながら、同時にアフターコロナを見据えた施策に着手するということのようなことが言われました。私は、この言葉を聞いて少し、やっぱり危機感を感じられなかったというのが率直な印象でありました。

そこで、お聞きいたしますが、この 4 月、5 月の新規感染者数について、別府市内の感染者はどうだったかお聞きしたいと思います。

○防災局長（白石修三君） お答えをいたします。

4 月は 62 人、5 月は 160 人であります。

○18 番（平野文活君） これも第 3 波を超えるような大波になったという、結果的にはそういうことであります。そうした経過を経て、冒頭に言いましたように、今議会では市長の冒頭発言は、これまでと少しニュアンスが違いました。このように 6 月 14 日の開会日に言いました。感染力が強く重症化リスクも高い変異ウイルスが出現するなど、従来とは様相が異なってきておりますというふうに危機感を表明され、さらに、別府市内でも連日新規感染者が確認され、改めて感染症防止対策の重要性を認識いたしました、というふうに述べました。私は、この危機感、あるいは防止対策の重要性の認識、これが今回の本格的な PCR 検査センターの施策に具体化されているのではないかと、いうふうに私たちは評価をしております。問題は、この PCR 検査をどう活用するかということですが、それについてはまた後でお聞きしたいと思います。

いずれにしても、今の全国的な様相を見るならば、オリンピックを契機にして第 5 の波が起こる。これはもう専門家のほぼ一致した見解であります。ですから、問題はそれにどう備えるのかというのが、今の地方の政治にとっても最重要課題の一つであります。

私たちは、オリンピックの中止を求めていましたが、そうはなっていない。このオリンピックを契機に感染が広がるということはもう織り込んだ上で、しかし、感染が広がったとしても、それを最小限に抑える、あるいは命は守る、こういう特に医療体制の問題、これが備えの中心ではないか、というふうに思います。医療の問題は、県の仕事になる、これは承知の上でお聞きしたいというふうには思うのですが、別府市でのコロナ病床の数、そのうち重症の病床の数、また、別府市での死者数の推移などが分かれば教えていただきたいと思います。

○防災局長（白石修三君） お答えをいたします。

県の公表資料によりますと、6 月 21 日現在、大分県全体ではありますが、重症者用の病床数が 43、中等症軽症用が 438 となっておりますが、市内の病床数については公表されておられません。

また、死亡者についても、市内の分については公表されておられません。

○18 番（平野文活君） そういうことでありますが、クラスターがどこどこで発生しましたというようなことについては、具体的な事業所の名前まで発表するわけですね。ところが、医療の逼迫の状況とか、あるいは死者の数などは、行政区単位には発表されておられません。

なぜなのかというのが、非常に私は前々から疑問でありました。

そこで、県全体ということになるのですが、死者の数がどうなっているか。昨年の12月31日現在では6人でした。ところが、1月に入って、1月だけで11人、2月が4人、3月が1人、4月が3人と来て、5月には22人、6月は昨日現在で14人というふうになっておりまして、5月、6月、この第4波に死者が集中しているという状況です。この原因は、イギリス型の変異株にあるというふうに言われております。私は、行政区別の死者数などを発表することを県に強く求めるべきではないか、身近な情報ほど市民が切実に受け止めていただけるというふうに思いますが、いかがですか。

○防災局長（白石修三君） お答えをいたします。

今の公表という形ですが、厚生労働省では、感染症に基づく公表する際の基本的な考え、基本方針が定められております。公表の目的としては、感染症の蔓延を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にするため積極的に公表する必要があるが、感染者等に対して不当な差別や偏見が生じないよう個人情報の保護に留意しなければならないというふうにされております。この観点から、大分県では個別の市町村ごとの情報の公表はしないというふうに認識しております。

○18番（平野文活君） 別府市内での死者数を発表したからといって個人情報が漏れるというようなことはあり得ない。クラスターは事業所名を発表する、この矛盾があります。

4月の末に日田の医師会長さんが、マスコミに談話を出しました。こう述べております。県の西部地域のコロナ病床は最大51床、そのために一般患者に転院をしてもらった。それでも4月27日時点で31人入院して、これ以上増えれば診療、手術、救急医療に影響が出るというようなことが述べられました。

また、5月に入って県立病院の院長さんもマスコミに登場いたしまして、いろいろ述べておりますが、例えばこういうことを言っております。一般病床では、患者7人に対して看護師が1人、しかし重症病床では、患者1人に対して看護師が2人就く、こういう。それだけに病床利用率の数値以上に医療は逼迫しているのだということが言われました。

続いて、県の看護協会長さんも取材に応じておりまして、こういう発言をしております。みとりの現場も変わった。家族との最後の別れの方が奪われ、病院職員の見送りだけで火葬場に向かう。やるせなく、つらいと。

さらに、ごく最近ですけれども、鶴見病院のお医者さんもこういうふうに述べております。第4波は、変異株に置き換わったことで感染が急拡大した。感染者が1人、2人でも、10人、20人と広がっていく。今は減っているが、気を緩めるとさらに深刻な事態になるというふうに述べております。

第5波は必ず起こるというふうに私は思いますが、この第5波は、イギリス型より感染力の強いインド型の変異ウイルスが主流になるというふうに言われております。したがって、オリンピックを契機に感染が広がる。それを最小限に抑えることはしながらも、命は守るという備えを、私はこの別府市での医療体制を県・市・医師会が一体となって構築をする、そういうことは市自身の仕事ではないか、こう思い、そうした状況を市民、多くの皆さんに実情を知っていただくためにも、別府市内の重症病床の状況、あるいは死者の数、推移、こうしたものをきちんと公表していく、その都度公表していくということが大事だということを重ねてお願いして、次に移りたいと思います。

そこで、ワクチンの問題は、これまでもいろんな方が言われました。65歳以上の、ちょっと私、聞き漏らしがあったかと思うので再度お聞きしたいのですが、約4万人おられるのですね。その方々に対する第1回の接種率、そして全体として希望する、あ、いや、65歳以上の方には7月末で終了する。さらには全市民が、希望する方には11月末ぐらいで終了する予定だ、こういう見通しを述べられたと思いますが、変わりはありませんでしょ

うか。

○いきいき健康部次長（大野高之君） お答えいたします。

6月17日時点での別府市内の65歳以上の方の接種率は42.2%となっております。大分県全体の接種率が43.7%となっております。

それから、65歳以上の方につきましては、昨日から予約のほうを開始しておりまして、65歳以上の方4万人の接種の終了は7月末を見込んでおります。

また、7月2日には64歳以下の方全員に対して接種券を発送しまして、基礎疾患のある方、福祉施設の従事者等、接種を優先した後に50代、40代と年齢区分によって接種を推進して、11月末には対象となる全市民への接種を終える予定としております。

○18番（平野文活君） はい、今までの答弁と変わりなしということですね。大いに頑張っていたかと思いますが、海外でのワクチンの効果が報道された結果、市民の期待も非常に大きいと思います。それが、予約開始した途端に2日間ぐらいで数千人の規模で予約がもう停止されるというようなことが繰り返されておりまして、非常に市民の期待は大きい、これにぜひ応えなければならないというふうに思います。

ただ、医療機関の方々には、通常の診療と併せてこのワクチン接種という、これは両方やらなければならないわけですから、そういう負荷がかかっております。それに重ねて第5波というその負荷はかけられない。ここが、その負荷を最小限に抑えるのが検査だというふうに私は思います。

そこで、検査についてお聞きいたしたいと思います。繰り返し述べておりますように、無症状の感染者をいかに早く発見するかということですね。私どもが繰り返し要望してきた結果、御承知のように年の初めの飲食関係者へのPCRの検査が行われました。また、5月には観光関係者に対するPCR検査も行われました。非常に評価もいたしますが、ただ1度きりではやっぱり効果は限定的だというふうに私は思っております。

また、これはもう時間の関係で質問はしませんが、県が配布をした抗原検査キットの活用状況、あるいは市が今度1万5,600ですかね、キット配布をするのですが、こういうものの活用状況というのが問題になると思いますが、しかし、いずれも発熱などの症状が出た場合というのがこの使用の前提でありまして、そういういわゆる広く無症状者に対してやるということにはなっておりません。

県下の中では大分市が抗原検査センターをつくった。これは大規模検査の一つの具体例であります。この検査数、そしてそこでの陽性者数、これについて分かっておれば教えてください。

○健康推進課長（樋田英彦君） お答えします。

新聞報道並びに大分市のホームページで確認するところでは、4月29日の開設から6月の19日までの利用者数は延べ2万7,166人の利用がありまして、うち78人が陽性と判明したとなっております。

○18番（平野文活君） 相当無症状者の中での陽性者の発見ができているわけですから、効果を上げているというふうに思います。

今回の別府市でのPCR検査、これは6月の末から8月にかけてということでありまして、さらに大分市の抗原検査センターとは違って、抗原検査は3万件やりますが、さらに精度の高いPCR検査を1万件やるという、計4万件のことを計画されておる。このセンターでほぼ2か月の期間中にこの4万件を使い切るぐらいの活用をすべきではないかというのが、私の要望であります。つまり、そのためには対象を限定しないで、誰でも何度でもという、そういう要件にすべきだ。

また、ずっと一貫して述べてきましたように、県外での観光客やその他いわゆるたくさんの方の不特定多数の方に接触をするという観光関係者、あるいは飲食の関係者、あるいは

高齢者施設、障がい者施設、保育施設等々の施設関係者、あるいは子どもたちと接する教育関係者、さらに学生、こういう方々に、例えば1週間に1遍ぜひ検査してくださいというぐらいの呼びかけをして、とにかく入り口のところでコロナの感染をいち早く発見する。こういう体制をつくって、言うなら日本一安全な観光地と、胸を張って言えるような状況になるのではないかと。また、今後どういうふうに全国的なこの感染状況になるか分かりませんが、ワクチンが本当に全国民に行き渡るまでにはやっぱり時間がかかる、年内いっぱいかかるのではないかとというふうには思いますし、そのときにどういう状況になっているかというのは分かりませんが、少なくともコロナを封じ込めたということが言えるようなときまで、これは8月までの限定のPCR検査であります、さらにこの検査センターを継続するというのも含めて、本当に効果的なこの検査センターの活用という、そういう活用をぜひしていただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○健康推進課長（樋田英彦君） お答えします。

検査を身近に受けられる環境を整えることで、感染者の早期発見による感染拡大防止とともに、市民に安心して日常生活を送っていただくことを目的に、抗原検査センターを併設した別府市PCR検査センターを開設するものです。別府市民及び市内への通勤・通学者の中で無症状で感染に不安を感じる方を対象に、判定までに時間を要しますが、高い割合で陽性者を見つけることができるPCR検査と、短時間のうちに結果が判明する抗原検査のどちらかをそれぞれ検査を受けられる、希望される方の時間や職場の状況により希望する方法を選択し検査することができ、また観光客も抗原検査ができる体制となっております。感染が広がった地域に行った旅館・ホテルや飲食店などで働き、不特定多数の人と接する機会があるなど、様々な理由で感染に不安を感じている多くの方々にぜひ活用していただき、市内の感染拡大予防につながるよう、今後も広く周知に取り組んでいきたいと考えております。

○18番（平野文活君） いずれにしましても、これまでの別府市内での第3波、第4波などの感染状況を見るに、別府市内にその感染の震源地があるわけではないと思うのですよね。やはり県外の特に大都市との交流の中で全国に広がっていくという状況だろうというふうに思います。ですから、そういうところと不特定多数の方々と接する人たち、特にここが大事。そして、これから先には絶対ウイルスは入れないぞというような施設や学校、保育所、こういったところで働く人たち、こういう方々には特に定期検査を勧めるという活用を、そこにこの設置センターの2億数千万かけてやる意味があるのではないかとというふうに私は理解をしておりますので、ぜひそういうふうになるような活用をお願いしたいとお願いして、次に移ります。

事業者への直接支援の問題ですが、今年の、別府市が家賃補助制度の第2弾を発表した、あるいは水道料金の軽減の施策をやる。大いに助かると思います。同時にやはり本格的には、国が本格的な事業者支援というのを継続するということが大事ですが、持続化給付金や国の家賃補助制度が打ち切られたままであります。これの再支給を求めるという意見書を我が党として出しておりますので、ぜひ採択をしてくださるよう議員の皆さんには切にお願いをいたします。

併せて、商工会議所が市の補助を受けて、景況調査というのを定期的にやっておりますね、年に4回ですかね。最新の今年1月から3月期の調査を見ると、建設と医療、福祉を除くいろんな業種は、前年同期比で建設、医療、福祉以外は本当にひどい状況であります。特に宿泊業の前年同期比は、マイナス90ポイントというふうになっております。この取りまとめた1ページ目にコメントがありますが、こう書いてあります。昨年6月の調査、つまりコロナになってからということですね、昨年の6月の調査から、それ以前とはさままわりの調査結果が続いているというふうに述べております。つまり1年以上にわたって

市内中小業者が苦難、苦しんでおるといふ状況があるわけで、もう体力が尽きつつあるところもあると思うのですね。

そこで、市だけではやっぱり財政的にも非常に限界がある。やっぱり国が本格的に乗り出すことが必要だと私は思います。ぜひこの意見書を採択していただきたいのですが、市に求めたいのが2つあります。

1つは、全事業所の調査であります。この商工会議所の調査は、会員企業100社を抽出してアンケートを取っている。市内には、公務事業所を除いて5,670の事業所があります。この全ての事業所に対してコロナの状況の中でどういう状況になっているのか、どういう支援が必要なのか。私は、聞き取りをするそういう事業をやっているのではないかと、年末、あるいは年度末にかけてこうした事業をぜひやっていただきたいということが1つ。

もう1つは、経営相談に対する具体的支援です。これまでも提案をしてきましたが、日田ではビジネスサポートセンターというのがあって、いわゆる商工会議所の会員外の方々も気軽に相談できる。市が直接中小企業診断士などの専門家を常時置いて、そういう常設の機関が設置されております。こういうものを別府市にも設置すべきではないかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○産業政策課長（竹元 徹君） 答えいたします。

まず、実態調査の件ですが、中小企業の振興に関する施策の推進に当たりましては、必要に応じて中小企業をはじめといたします関係者の意見を広く聞く機会を設けることが、中小企業振興基本条例でもうたわれております。また、事業者の実態把握は現場を知ること、実情を知ることでもありますし、施策を進めていく上での基礎となる非常に重要なことと認識しております。現在のところ、全事業者の実態把握までは至っておりませんが、先ほど議員からお話がありました別府商工会議所が年4回実施しております企業景況調査などの結果や事業者の方々と接する機会あるごとにお話を聞かせていただきながら、中小企業者等の景気の動向や事業者が抱えます経営課題などの把握に努めているところでございまして、今後も現場の声を大切にしながら、より一層の客観的なデータ収集にも注力してまいりたいと考えております。

次に、2点目の常設の相談所についてですが、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、昨年4月27日から中小企業者向けの相談窓口を設置し、経営相談や各種申請手続等の相談支援を8月まで行ってまいりました。現在は産業政策課を窓口にして事業者からの各種相談等の対応を行っておりまして、相談内容に応じて各種専門機関等につなぐとともに、商工会議所では常時経営相談窓口を設置しておりますが、加えて本年12月までの間は、中小企業診断士協会と連携いたしまして、毎月第2・第4水曜日に各種補助金や給付金、支援金等の手続など、新型コロナウイルス全般にかかります無料の個別相談会を実施しております。事前予約制にはなっておりますが、会員以外の方の事業者の方も御利用できますので、お困りの際はぜひ御利用いただければと考えております。

○18番（平野文活君） そういう施策では足りないと思うから、以上の2つの点、提案をしているわけでありまして。ぜひ検討していただきたいと思います。

次に移りたいと思います。高齢者の介護問題であります。

第7期が終わり、今、第8期になっておりますね。この第8期の認定者、介護認定者の数をどういうふうに推定をしているかお聞きしたいのですが、この計画書を見ると、令和元年度末は6,656人と、こう書いてありますが、これは実績ですね。8期の最終年である令和5年度はどういうふうに推計をしてこの計画ができていくのか、数字がありません。併せて、重度者がどういうふうに推移をするように考えているか、お答え願いたいと思います。

○介護保険課長（阿南 剛君） 答えいたします。

令和元年度は、今、議員のおっしゃいました認定者数は6,656人でしたが、推計ですと、令和5年度は7,110人と、454人増加する推計でございます。その内訳としまして、要支援1、2及び要介護1の軽度者は129人増、要介護2、3の中度者は163人増、要介護4、5の重度者は162増と推計しておりまして、当面重度者が急激に伸びる考えはございません。

- 18番（平野文活君） 重度者だけが急激に伸びることではないということなのですが、伸び率でいいますと、全体が6.8%伸びるというふうに推計をされておりますね。重度者は162人増えるのですが、これは9.6%増ということになります。やはり比較的重度者の伸び率というのは高いのですね。しかも、同じ増え方でも軽度者や中度者と重度者では、介護の負荷には大きな違いがあるわけです。やはり重度者の場合は、在宅での介護というのは非常に限界がありまして、施設の介護というのが必要になります。

ところが、この計画を見ると、施設介護というのはほとんど計画がないといえますか、特養、老健、介護治療院、介護療養型医療施設、この4つの施設を合わせて令和2年度末には962床のベッドがあったのですね。ところが、8期の最終年度、令和5年度949床に減っています。マイナス13床減っているのですよね。横ばいと言ってもいいかもしれぬ。なぜ施設の増設計画がないのかということについて、お伺いしたいと思います。

- 介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

介護保険4施設の定員は変わらず、常に満床に近い状態でございますので、利用料推計値に変化は見られません。また、コロナ禍の中、収入減少世帯が多いことも考慮しまして、今第8期は介護保険施設を増設するよりも介護保険料を抑えることとしております。

なお、居宅サービスの一つであります小規模多機能型居宅介護サービスは1か所増やす計画としております。このサービスに登録しますと、通い、訪問、宿泊サービスを他の施設に比べ比較的安価に利用することができます。

- 18番（平野文活君） その居住系居宅サービスの一つ、この資料を見ると、この居住系サービスというのは、特定施設入居者生活介護というのと認知症対応型共同生活介護という2種類があるわけですね。具体的にはどういう施設で、どういう計画になっておりますでしょうか。

- 介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

介護保険上の施設ではないのですけれども、市民の視点から見まして、これも入居施設ではないかと思われる居宅サービスを「居住系サービス」と呼んでおります。それが特定施設入居者生活介護と認知症対応型共同生活介護でございます。

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームのうち、介護保険の指定基準を満たす場合に介護事業者の指定を受けサービス提供ができるようにしたサービスです。現在、市内に14施設あり、599床ございます。

また、認知症対応型共同生活介護は、通称グループホームと呼ばれ、軽度の認知症高齢者が共同生活を行う住居でございます。これらの居住系サービスを増やしていく計画につきましては、第8期ではございません。

- 18番（平野文活君） それはここも増やす計画がないとおっしゃるわけですね。ところが、今、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、合わせて12施設というふうに言われたのですけれども、私、有料老人ホームの一覧表を資料でいただきましたが、数えてみると44施設、1,728床あるのですね。これは、数字はどういう、この違いはどのような意味でしょうか。

- 介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

サービス付き高齢者向け住宅を含む有料老人ホームは、現在市内に54か所あります。そのうち7か所が介護保険の特定施設入居者生活介護の指定を受けており、その場合です

けれども、個人契約ではなく、施設内の職員による介護サービスが受けられる等といったものでございまして、通常「介護付き有料老人ホーム」と呼んでおります。

○18番（平野文活君） つまり、介護付き有料老人ホーム以外の有料老人ホームというのはどういうものですか。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えします。

通常の有料老人ホームといいますのは、住宅型という形で一般のサービスもあるのですが、高齢者の入居する施設という認識でございまして。

○18番（平野文活君） 私なんかもいろんな相談を受けますけれども、「有料老人ホーム」と言われている施設、たくさんあるのですが、その中で介護保険法に定められた基準ですね、これを満たしているという施設というのは非常に少ない。今言うように7施設しかない。あとは「住宅型」というような今言い方をしましたですね。そういうところも介護度5までの重度者も面倒を見ますよ。実際にそういう方が入っておりますね。だから、きちんと介護保険法で定められた施設の、あるいは認知症についてもですけども、そういう施設の増設計画はない。一方、「住宅型」と言われる有料老人ホームがどんどんできておる。そういうところに重度者が入っているという、これはなぜそういうことになっているかというのが8期の問題点であります、これは国の問題だとは思いますが。

冒頭のところであなたが答弁されましたように、そういう手厚い、施設を増設するとか、手厚い介護サービスをやろうと思えば保険料を高くしなければならぬ。だから、安い介護サービスか、それとも高い保険料か、二者択一、どちらかを選びなさいみたいな今実態にあって、その基準を満たさない人員しかない、いわゆる住宅型の有料老人ホームに重度者が入っているというのが、今の、これは別府だけではない実態ではないか。ここでやっぱりいろんな問題点が起こってくる。この問題をやっぱりよく調査もして、そしていろんな苦情があれば積極的に解決する、そういう取組が要るということをこの項では強調して、次に移ります。

ちょっと時間がなくなりましたので、認知症の問題、それから地域包括支援センターの問題は、割愛をさせていただきたいと思います。

最後に、新図書館計画についてであります。

整備基本計画・ポストコロナ版というものが出ております。その前は、整備構想というのが出されておりました。このポストコロナ版の意図という、取組の意図というのはどういうものなのか。そして、いろんなことをやっているようですが、その成果をどういうふうに考えているか、まずここから入りたいと思います。

○教育政策課参事（森本悦子君） お答えいたします。

基本計画を策定するプロセスにおきまして、常に図書館における不易流行を念頭に置いてきました。別府市が目指す不易流行の図書館の姿を念頭に置き、コロナ後の社会のニーズ等を見通して施設やサービスの計画を再考察するとともに、リアルな場としての図書館の付加価値の向上により一層努めるという視点で検討したものです。

ポストコロナ版には、開館時に具備できる短期的な設備などと中長期的視点で取り組む目標を併記しております。今後、リアルとオンラインの最適化を図ることで利用者お一人お一人に今までになかったような時間や経験をもたらしことができる空間づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

○18番（平野文活君） 率直に言いまして、今の御答弁を聞きましても、またこれもかなり読み込みましたけれども、このポストコロナ版というのがどういう目的で取組まれ、どういう成果を上げたかと。今の説明も私の受け止め方が鈍感なのか分かりませんが、一般の市民にはちょっと分かりにくいのではないかなというふうに思いますので、さらに分かりやすく説明するよう心がけていただきたいと思います。

そこで、具体的な問題ですけれども、3月の議会の予算のときに、いわゆるこれまで2年間取り組んできたオープンプラットフォーム会議というのが、また今年度も計画をされておりますね。これまで私もずっとこの会議に出させていただいたのですが、特定のパネリストの方の意見を聞くという時間が非常に多いと。2時間、3時間やる大半をそういう、参加した方からすれば聞く側ですよ、その時間が非常に多い。もちろん非常に有益な勉強になったというお話もたくさんありました。しかし、市民との意見交換の時間というのがほとんどなかったという印象を受けております。

この新年度開かれる会議ですね、どういう計画をされているか。その中で全体、二、三時間たつぷりと参加した市民と質疑応答、率直な意見交換をする、そういう場があるのかどうか。そここのところをもう一回伺いたいと思います。

○教育政策課参事（森本悦子君） お答えいたします。

オープンプラットフォーム会議は、一人一人に新図書館整備を我がまちの我がこととして主体的に考えてもらうための場であり、今年度は3回開催を予定しております。過去6回の開催では、開催方法や時間、場所などをその都度工夫し、一定程度幅広い層の参加が認められました。しかしながら、これから主な利用者となるであろう小中学生や高校生の参加が、ごく少数にとどまっているのが現状です。まずは子どもたちが自由に意見を述べるができる場、そして自分ごととして考えるきっかけとなるオープンプラットフォーム会議を検討しているところでございます。

○18番（平野文活君） 3回のうちの1回は、小中高校生を中心に意見交換したいと。あとの2回は、一般市民に広く門戸を広げて、そしてたつぷりと時間を取って意見交換する。こういう場がありますか。

○教育政策課参事（森本悦子君） 3回のうちの2回については、まだ計画中でございます。

○18番（平野文活君） それではですね、ぜひそういう場をつくっていただきたいということをお願いして、次に移りたいと思います。

図書費の問題は、ちょっと一番最後にしまして、これまでの取組、そしてこれからのことについて伺いたい、あ、これからの取組ですね。

このコロナ版の前に出されていた整備構想、この中では、事業のスキームとして公設民営方式が二重丸である。PPP方式という民間の、資金も運営も民間主導でやる、こういう方式が一重丸だというふうな形で書かれてありました。私は、これを読んで商業主義的な図書館になるのではないかという心配をしておりました。

ところが、3月の議会の予算の中で明らかになりました。直営の問題はその前からあったですね。図書館は直営にすると、市直営にする。そして、司書は正規職員を雇用する、採用するということが、方針が出されてきて、これはいわゆる公設民営方式ではない、そうではなくて直営だと。そして、民間委託ではなくて、司書は非常勤でもない、正規職員だ。こういうことになりまして、これは私も望むところであります。多くの市民が望む方向に向かいつつあるなというふうに評価をさせていただいております。

その中で要になる問題として、開館業務を経験した、そして15年以上の実務経験のあるいわゆる課長級の方を職員として採用し、この開館の準備段階からこういう方に仕事をしてもらうというこの人事ですね。これは本当に思い切った決断をしたなというふうに私は思っております。

そういう任に当たられるという西澤参事さんに、ぜひこれまで取り組まれてきた経歴・経験、あるいは開館業務をどういうふうになされてきたかなどを踏まえて、今後の抱負をお伺いしたいと思います。いかがでしょう。

○教育政策課参事（西澤和江君） お答えいたします。

直近で勤務していた図書館は、別府市とほぼ同じ人口規模であり、開館業務を担った経

験は、仕事を進める上で生かせることがあると思います。図書館は、利用する人々が生きるため、考えるための参考となる資料や情報をそろえ支援をする場と考えています。

別府市の新図書館等整備基本計画の基本方針に掲げるとおり、市民一人一人が日々をよりよく生きることができるための手助けができる図書館となるよう、これまでの経験と専門職としての知識を生かしたいと思います。

- 18番（平野文活君） 具体的な点については、今後またいろいろお聞きしていきたいというふうに思います。ぜひその経験を生かしながら、いい図書館をつくっていただくようにお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

最後に、図書費の問題です。

令和3年度の新刊購入費は900万円、前年度と同額であります。これは前から私、指摘をさせていただいておりますが、県下14市の図書館の中で、市民1人当たりの図書費は県下最低なのですね。ぜひこの新しい図書館の開館を待たずに、今から蔵書の新陳代謝を思い切って進めていただきたい。そのためには、この図書費を大幅に増やしてもらいたいと考えておりますが、いかがでしょう。

- 社会教育課長（古本昭彦君） お答えいたします。

予算の増額と図書の新陳代謝を進めるべきということでございますが、現在、図書館におきまして、平成30年度に策定しました別府市図書館資料の除籍及び廃棄の基準に基づいた蔵書の除籍を行い、新陳代謝を図っているところでございます。新図書館の開館に向け、今後もさらに積極的な新陳代謝は必要であると考えております。

現在、これから必要な除籍や書籍購入について、専門職の正規職員が図書館と連携をして今後のあるべき姿を検討しております。時代の変化に合わせた蔵書の充実を計画的に進め、古くても残すべきもの、新しいからこそ利用に供する価値のあるものを分類して、利用者の期待に応える蔵書構成を図ってまいりたいと思います。

予算につきましても、今後、新図書館の開館に向けまして増額に向け頑張っていきたいと思っております。

- 18番（平野文活君） 新しい図書館ができたときに思い切って蔵書を新しくする、これは多分そういうお考えだろうと思います。しかし、まだ数年先ですからね。やっぱりずっと県下最低の図書費という、そういう汚名はもう早く解決をしていただきたいなというふうに思います。

これまでこの図書館問題を私は何回かやってまいりましたが、公立図書館が求められている本来の機能というのがあるのですね。これをやはり思い切って充実をさせていただきたい。そのために準備の任に当たられる西澤参事には、思い切って手腕を発揮していただきたいということを重ねてお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- 8番（森 大輔君） 初めに、コロナ禍の行財政運営と今後について質問していきたいと思います。

別府市の予算編成については、行政のプロである皆さんが考えていますが、それでもコロナ禍の行財政運営に不安を感じているのは、私だけではないと思います。別府市の財政は大丈夫なのか聞いていきたいと思います。

昨年からのコロナ感染症拡大による影響で様々な対策予算が組まれてきました。これまでコロナ関連の対策にかけた事業費の総額は幾らですか。

- 財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

コロナ対策関連予算につきましては、令和元年度の3月補正予算からになりますが、今回御提案をしております令和3年度6月補正予算までで、予算総額が約172億円になります。

○8番（森 大輔君） 総額で172億円、別府市にとって大変大きな金額ですが、これだけの予算、どのように捻出していますか。

○財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

ただいま申し上げました約172億円の財源内訳でございますが、国・県の支出金が約154億円で、また財政調整基金からの繰入金を約10億円としております。

○8番（森 大輔君） 答弁いただいた数字とは若干違っているようですが、国からの交付金が約154億円、市の持ち出し約10億円については、財政調整基金という基金、貯金を切り崩してコロナ対策を行っています。

先般の報道によりますと、県内では杵築市そして京都市が、このままでは2028年頃に財政破綻状態の財政再生団体に転落しかねないとの見通しが発表され、大きなニュースとなりました。

正直に言えば、議員としては、市民ニーズに応えるために予算の拡充、福祉サービスの充実など、お金のことを気にすることなく気兼ねなく別府市に訴えていきたいというのが本音です。しかしながら、他市の懐事情が苦しいように、本市の懐事情もコロナショックの影響を受け、これまで以上に余裕のない厳しい状態に陥っているのではないかと。要らないお世話かもしれませんが、危機感を抱いています。

他市の懐事情は分かりませんが、本市の懐事情については調べてみました。別府市は、平成28年から昨年までマイナスシーリングで予算編成を行ってきました。マイナスシーリングとは、言い換えれば予算の上限額を定め予算を抑制することですが、実際のところ、2016年から昨年まで4年間の当初予算規模は、約480億から550億へ増額されていきました。当初予算が年々増加されてきた要因には、市営住宅建て替え事業や中学校統合事業、春木苑の建て替え事業などの大型公共事業の実施、公共施設の改修、新規事業、拡充事業など積極的に予算措置を行ってきたからです。

一方で、今年の一般会計当初予算は523億5,000万、前年と比べてマイナス5.6%、30億削減された抑制予算を提案されてきました。予算規模減額の背景には、コロナの影響で市税収入の減少を見込んでいることと思いますが、今年の市税収入は、前年と比べ幾らの減少になりそうですか。

○財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

市税の状況につきまして、前年度予算と今年度令和3年度の予算との比較でございますが、市税におきまして、まず個人市民税が約マイナス2億6,200万円、法人住民税はマイナス2億9,700万円、固定資産税マイナス4億7,200万円、入湯税がマイナス1億9,800万円になりまして、市税全体では約マイナス13億4,000万円となっております。ただし、固定資産税の国からの補填がありますので、実質8億8,400万円の減収となっております。

○8番（森 大輔君） 総額で約13億、ただし、国からの固定資産税減収分の補填があることで、実質は約9億円の減収で収まっているようです。市税収入が前年度と比べ約9億円の減収は、別府市にとって大きいのか小さいのか。行財政運営にどのような影響をもたらすのか。いかがですか。

○財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

市税の大幅な減収につきましては、財政運営に対する影響は大きいものと考えております。

○8番（森 大輔君） 頂いている資料には、この9億円の減収については、リーマンショック時の約5億円の減収を超える深刻な事態というふうに聞いています。ここに決算状況を示す年度別推移という行政資料があります。ショッキングなことは、別府市の財政は、実はコロナの影響を受ける以前より慢性的に厳しいということです。例えば、実質単年度収支は4年連続の赤字、総額約26億円の財源不足、経常収支比率は非常に高く、長期的に

硬直化しています。財政調整基金は、平成 27 年度の約 100 億円から 68 億円に減少しています。そして、自治体の財政力を示す財政力指数は年々悪化しています。つまり、別府市は、過去の貯金を切り崩して行財政運営を行っていませんか。そういう意味で、別府市の財政は本当に大丈夫ですか。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

まず、今御指摘いただきました 4 つの財政指標でございますが、まず実質単年度収支、4 年連続赤字ということで、赤字総額 26 億円というふうな御指摘でございますが、この実質単年度収支の赤字になった要因につきましては、財政調整基金の減少が主な要因でございます。しかしながら、一方で同期間にこの実質単年度収支に反映しない公共施設再編整備基金などの特定目的基金につきましては、逆に 14 億 1,000 万円増加している状況でございます。これは、使徒の明確化という総務省の方針に沿って特定目的基金に積立てをした結果でございます。差引きしますと、9 億 6,000 万程度の減少となると思われませんが、これは熊本地震、28 年に発生しましたが、その際の臨時の財政負担、それが 9 億 6,000 万、同程度ありました。この影響というふうに考えております。

実質単年度収支でございますが、総務省が公表しました市町村の決算、市町村全体の決算では、本市と同様に平成 28 年度から令和元年度まで、4 年続けてこの収支マイナスということになっています。令和元年度決算におきましても 6 割の市町村、1,000 を超える市町村がマイナスというふうになっておりまして、この収支、実質単年度収支が必ずしも現実の財政状況を示しているとは言えないところでございますが、この収支につきましては改善を図っていききたいというふうに考えております。

財政調整用基金、これにつきましても減少という御指摘をいただきました。平成 27 年度は、交付税が過去最大交付されたことや、あるいは退職者が少なかったこと、それと、また公共施設の改修計画、これの開始前でございました。非常に財政需要が今よりも少ないという状況でございます。平成 27 年度の基金は、財政調整用基金は本市におきましても最大額という金額でございましたが、この 27 年度と比較して令和 2 年度は、確かに約 25 億 6,000 万円減少しておるところですが、これも先ほど御説明申し上げました使徒の明確化という同様の理由で同期間、先ほども言いました特定目的基金は約 16 億増加しておりまして、基金全体で差引きしますと、やはり熊本地震の臨時負担と同程度、9 億 6,000 万円減少というふうなことになります。ですので、この熊本地震の臨時財政負担を除きましたら、全体の基金は維持することができておるというふうに考えております。

この基金残高、他団体と比較しましても、人口 1 人当たりの財政調整基金残高は、本市は約 5 万 5,000 円、市民 1 人当たりですね。県内都市が 5 万 1,000 円、類似団体が 3 万 1,000 円であり、残高が少ないという状況にはないというふうに考えております。

また、財政目標としております標準財政規模の 20%の基金の財政目標につきましては、総務省の調査では、全国市町村のうち 67 団体が 20%超という目標を定めており、非常に少ない状況です。ですので、高いレベルの目標を持ちながら基金の残高の維持に努めているというところでございます。

あと、経常収支比率につきましては、社会保障費の増加など、全国の市町村平均で 3 年連続悪化しております。県内の市町村につきましても、3 年連続悪化、類似団体も 30 年度以降悪化している状況でございますが、本市につきましては、比率が 97%台と高い状況にありますが、29 年度以降……

○副議長（小野正明君） 簡潔に答弁してください。

○企画戦略部長（安部政信君） 改善傾向にあり、現状どおり財政運営に支障がないように抑制をしていきたいと思っております。

最後に、財政力指数につきましては、これは数値が高いほど交付税に頼らない自立的な

歳入構造ということになりますが、この数値自体が財政状況を示すものではなく、全国の半数の自治体が0.5以下ということで、大分県につきましても0.39。それに対して本市につきましても0.58と、財政運営上特に問題となる数値ではないというふうに考えております。

ですので、今指摘をいただきました……（発言する者あり）財政指標では、財政状況を悪い・よいという評価をすることは難しいと思いますが、コロナ禍により市税の減収、感染症対策費の財政負担で、他の自治体と同様に厳しい財政運営が見込まれており、引き続き財政規律を意識して、緊張感を持って財政運営をしていきたいと考えておるところでございます。

- 8番（森 大輔君） 私が頂いている答弁と全く違う答弁をしていただいて、ありがとうございます。そういう答弁をしていただけるのであれば、そういう答弁をしますということとを事前に教えていただかないと、こちらでも質問の仕方が変わってきます。

最初に質問したように、「別府市は、過去の貯金を切り崩しながら行財政運営を行っていることに間違いありませんか」という質問と、「別府市の財政はこのままで大丈夫ですか」という質問に対して、全く答えがありませんでした。この点については、もし否定がなければ、このまま別府市は過去の貯金を切り崩して行財政運営を行っていることと、別府市の財政は大丈夫でないという前提でお話を進めさせていただきますが、よろしいですか。

- 市長（長野恭紘君） お答えをさせていただきます。

まず、答弁が長くなったこと、非常に申し訳なく思います。ただ、ここがおかしいという御指摘をいただいたから、それに対してしっかりとお答えをさせていただいたということで、今の説明をお聞きして、別府市の財政がおかしいと思うのは、それは私から考えたら、いかがかなというふうに思います。

それと答弁が、質問をしていない、いわゆる答弁をもらっていないのに答弁をしているとおっしゃいましたけれども、我々も同様の状況で、質問をいただいていないのにお答えすることはたくさんあるわけです。そういう意味においては、しっかりと信頼関係を損なうようなことがないように、お互いが打合わせを十分するべきだというふうに思いますけれども、答弁が長くなったといえ、おかしいのではないかという数字に対して真摯にお答えをさせていただいたということでございますので、今のお答えに対しておかしいと思うところがあれば、また御質問をいただければというふうに思います。

- 8番（森 大輔君） 私の質問は、最初から一貫しています。別府市の財政は、このままで大丈夫ですかという質問をさせていただいております。その質問に対しての答えはいかがですか。

- 市長（長野恭紘君） 再度申し上げますけれども、議員が、これは大丈夫かということに対して「大丈夫ですよ」というお答えをさせていただきました。ただ、ただですね、全国のどこの自治体も、例えば財政力指数を1を超えているような団体においても、こういうコロナ禍においていつ1を下回って交付税をもらわなければいけないような状況になるかわからないというような状況があるわけです。そういう状況ですから、今のところは当然大丈夫です。ですが、今後、緊張感を持ってしっかりと財政運営をしていかなければいけない。別府市においてもそうですし、全国どの自治体においてもそうだとおっしゃいます。

- 8番（森 大輔君） やっとなつてきた質問どおりに質問ができるかなと思いますが、大丈夫であると今、市長が言われました。ただし、将来については何が起こるか分かりませんので、危機感を持って対応するということだと思っておりますが、そういう意味でこれまでも別府市は行財政改革を行ってきたのだと思います。では、どういった行財政改革を行ってきましたか。

○財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

これまで行財政改革におきまして、歳入面では、入湯税の超過課税や使用料の見直しを実施いたしまして、自主財源の確保に努め、また歳出面では、補助金や福祉サービスの見直しをはじめとした事業の見直しを行い、歳出の削減を図ってきました。また、補助金や交付金、さらには交付税措置のある有利な地方債を活用して事業を実施することにより、一般財源の削減を図ってきました。

これらの成果といたしまして、コロナ禍の厳しい財政状況の中ではありますが、財政調整基金について令和2年度末の現在高では、前年度から約2億円積み増しし約75億円を確保できる見込みとなっております。

○8番（森 大輔君） 私が頂いている答弁書とは全く違う答弁が、今どんどんされているわけですが、それでも全然構いません。そういうことであれば、そういうことを前提に質問をさせていただきたいと思いますが、私もつくった資料がありますので、それもちよっと読み上げながら質問をさせていただきたいと思います。

今言われた行財政改革もありますが、私のほうから、今まで別府市がされてきた行財政改革、思いつく限り言わせていただきます。まずは市営施設の料金の値上げ、高齢者の市営温泉無料入浴券の廃止、高齢祝い金の廃止、福祉サービスの見直しなど、市民生活に直接影響が出る痛みを伴う予算削減もされてきました。市民福祉の向上を目指すべき議員とすれば、誰も市民生活に痛みを伴う予算削減については議決したくないのですが、財政上やむを得ないということであれば理解します。

しかし、一方で東京事務所に5年間で約1億円、B－b i z L I N K・産業連携機構に5年間で約9億4,000万円もの予算を使うことについては、理解し難いと思っています。過去5年間で10億円以上もの税金を東京事務所、産業連携機構に使ってきました。これらの事業の費用対効果については、議会で度々指摘されていますが、10億円に見合う費用対効果はありますか。

○秘書広報課長（大町 史君） お答えいたします。

東京事務所につきましては、東京事務所一つで事業効果を図るのは難しいと思われます。首都圏での本市の活動拠点として企業誘致や移住定住、観光PRなどに効果があったと考えますが、企業や本庁と連携し、東京事務所が本庁の補完機能を発揮することで、別府市がチームとして一体的に成果を上げることができるとともに、日頃から首都圏での情報収集や人間関係などの土台を築いておくことが、事業効果につながると考えますので、コロナ禍を経て今後の長期的なスパンによる判断が重要であると考えております。

○観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

B－b i z L I N Kの担当部長として、答弁をさせていただきます。

まず初めに、そもそもB－b i z L I N Kについてというところから若干、なるべく簡潔に御説明をさせていただきますけれども、平成27年に国が示しまして地方が取り組んだ地方創生・総合戦略、国に提出いたしました地域再生計画に位置づけられた本市における地方創生の中心的な団体であります。そのような位置づけによって、先ほど議員言われましたように経費として、予算として9.4億円の予算といった御発言もございましたが、そのうち約1億1,600万円は、国費であります地方創生推進交付金が入っているという事実がございます。

それでは、B－b i z L I N Kの主な事業であります産業連携事業と観光事業の2面から別府にどのような費用対効果、成果、実績があったのかというところを簡潔に、具体的に御説明させていただきます。

まず初めに、産業連携事業のほうでございます。代表的な取組として4つございます。

1つ目といたしましては、起業の種をまく起業家の育成のためのビジネスプランコン

テスト、つまり「ONE BEPPU DREAM」でございます。2019年はコロナにより開催できませんでしたけれども、2018年、2020年の2か年の実績といたしましては、125の方がエントリーし、支援企業は165社、支援総額は788万6,000円となっており、それ以外にも147件のビジネスマッチング、いわゆる企業と人をつなげることが実現できたとなっております。

2つ目といたしまして、Biz LINKが起業・創業・企業誘致等の相談・提案に関わった企業数でございます。企業数で申し上げますと、全体で172社、ワーケーション関連企業では42社あり、そのうち36社が本市においてワーケーションを実施いたしております。このワーケーション、コワーキング事業の中心的施設であります、鉄輪にあります「aside-満寿屋」は、当時の地方創生担当大臣であります片山さつき大臣も、地方創生の先進的な取組として視察に訪れた経緯がございます。起業・創業相談者数は延べ219人、うち22名が起業を実現いたしております。

3つ目といたしまして、4『B』i事業に関する新しい土産物の商品開発並びに売上げの実績でございます。平成29年から元年、3年間の実績といたしましては、35社の事業者が参加し、96の商品を新たに開発し、売上げ総額は2億4,438万3,226円を達成いたしました。

4つ目といたしまして、事業者向けのオンラインセミナー、コロナ後の準備を、講習会を始めております。この未来志向で取り組む事業者等に対しまして5回開催し、81名が参加をいたしました。

続きまして、観光事業の成果・実績でございます。

ラグビーワールドカップから外国人誘客、それと令和2年のコロナ禍における情報発信が中心で、8つほど主な事業がございます。

1つ目は、「別府エール飯事業」です。これは、参加店舗が200軒以上、インスタグラム、SNSの投稿数が1万6,000。全国への波及効果は、自治体を含む300団体、この方式を採用し、全国にその機運を高めております。広告換算にいたしますと2億5,000万円以上となっております。

続きまして、「湯の花レター事業」でございます。これは、児童生徒に市民を通じて約2万個を全国の大切な人たちに郵送いたしました。この郵送によりまして別府を選んでいただけるように「湯の花レター」を送り、収束後は別府に行きますよというふうな声が多数寄せられており、全国のメディアで取り上げられております。

3つ目といたしましては、「おもてなし再会事業」と海外に向けた発信でございます。おもてなし動画は、132の広告媒体に取り上げられており、広告換算額は1億7,600万円以上となっております。

また、外国人向けにAPUの卒業生がつくっていただきました「別府 THE ONS EN JOURNEY」につきましては、再生動画回数が6万9,560回を記録しております。

続きまして、デジタルマーケティング事業です。これは、対象国でありますオーストラリア及び中国へのSNSを活用した事業でございまして、フォロワー数は1万2,886となっております。

5つ目で、ラグビーワールドカップ事業でございます。

○副議長（小野正明君） 執行部の答弁は、簡潔にお願いします。

○観光・産業部長（松川幸路君） はい。1万9,200人の方の外国人観光客が訪れております。

続きまして、Biz LINKが行っております「WONDER COMPASS」の外国人案内所でございますが、令和元年は2万9,458人となっております。

以上、いずれにいたしましても、この3年間で事業、数字だけの御紹介になりますけれ

ども、他方、こういった事業や費用対効果だけでなく、地方創生の根幹であります人づくりや地方のやる気、なかなかこれは数字で表すことができませんけれども、そういったことを含めまして、B－b i z L I N Kの地方創生の取組は、国にも、全国的にも高い評価をいただいているところでございます。

- 8番（森 大輔君） 私のところに頂いた資料とは全く違う答弁をまたしていただきました。そういう答弁をされるのであれば、そういう答弁をするということで教えてください。そして、それだけ長い答弁は、この議場では要りませんので、その資料を改めて下さい。そうすれば、私のほうでそれを見て、またどのように質問するか判断できますので、答弁書と違う答弁を再三にわたってしていただくのも、うれしいのですけれども、そんなにむきになって答えられなくてもいいのではないのかなと思っております。

私も質問を考えてきていますので、それに従って質問していきたいと思いますが、まず東京事務所についてる説明がありましたが、私のところにある答弁書では、費用対効果については、人脈づくりとか人間関係の構築が何とかとか、いろいろ言われていましたので、それは費用対効果ではないのではないのですかということを上申しました。多分それを受けてる説明、答弁を変えてきて今日の議会に臨まれてきたのだと思いますが、そうだとすると、先ほどの東京事務所の答弁の内容については、一切数字がありませんでした。数字がないことについては、費用対効果とは言えないのではないのでしょうか。

また、昨年から緊急事態宣言が都市部を中心に実施されている状況下で、東京事務所の活動については制限されていることがあると思います。そんな東京に今、事務所を置いて年間2,000万円以上使うことについて、市民の理解は本当に得られると思っていますか。逆に東京事務所を休止して、文句を言う市民の方はいないと思います。何もなければ否定はされないということで話を進めさせていただきますが……（「市長」と呼ぶ者あり）

- 市長（長野恭紘君）（発言する者あり）何もなければ進むと言ったから……（発言する者あり）黙りなさいではないでしょう。ちょっと止めてください、止めてください。

- 副議長（小野正明君） 暫時休憩します。

午前11時27分 休憩

午前11時35分 再開

- 議長（松川章三君） 再開いたします。

- 市長（長野恭紘君） 語気が強くなりまして、大変反省しております。

先ほどの質問について、何かこのままなればと言われましたので、私、手を挙げましたので、そのことについてお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、財政運営については財政規律をしっかり守りながら行財政改革も引き続き続行していく中で、必要なところには必要な経費を投じて、無駄なものは省いていく。全体的にはこういう行財政運営をしていくということでございますが、御指摘のありました東京事務所、またB－b i z L I N Kにつきましては、一見非常に大きな経費が、一見というか、非常に大きな経費がかかっているというふうにお思いになるかもしれませんが、これは我々が、「私が」と言ったほうがいいのかもかもしれませんが、必要なものであるからこそ、厳しい行財政運営をしながらしっかりと、そちらのほうはそちらのほうで回していくということをやらせていただいているということでございます。

将来に向けての芽を出す、そういった費用というの、これは当然必要だというふうに思っておりますし、一方で、とは言いながらも、しっかりと財布のひもはきつく結びながら両方向をにらみながら、今は今の行財政運営をしっかりとやっていく。将来に向けての行財政運営、芽が出るような新しいスターが誕生するような、そういう人づくりもやっていかなければいけない。こういう行財政運営をしっかりとこれからもやっていきたいというふうに思っております。

○8番（森 大輔君） はい、分かります。そういったことでこの東京事務所、またはB－b i z L I N Kについては、大きな予算がかけられていますから、その予算に対しての費用対効果が分からなかったのも、この議場で質問をさせていただいているところでもあります。というのも、先ほど申し上げたように、別府市はこれまで市民生活に直接影響する公共性の高い事業については、受益者負担の観点から事業の廃止を含めて厳しい見直しを実施してきました。逆に言えばそれぐらい別府市の財政は苦しいはずなのに、一方で東京事務所、B－b i z L I N Kには10億円かけられている。この点についてはいかがなものかという、議員として当然議決をするわけですから、その費用対効果についてやはり求めさせていただきました。

先ほど部長から説明がありました答弁については、市長も分かっていると思いますが、私のところに答弁書がありませんので、改めてその答弁内容についてはいただきたいなと思っております。またそれを見て判断をさせていただきたいと思います。

いろいろちょっと質問を考えさせていただいていたのですが、想定の問題どおりにはなかなかありませんが、課長、これまでのB－b i z L I N Kの経営状況について準備されていると思います。それについてはどうなっていますか。

○産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

まず、B－b i z L I N Kの各年度の損益になりますが、各年度の損益につきましては、平成29年度が251万9,848円のプラスとなっております。平成30年度につきましては70万9,897円のマイナス、令和元年度が2,818万8,063円のプラスとなっている状況でございます。

○8番（森 大輔君） 答弁のように、平成29年から令和元年度までの決算報告によると、純利益は3,000万ということですが、その3年間で別府市が約5億円出資しています。この点については間違いありませんか。間違いなければ、このまま話を進めさせていただきますが、間違いはないということで話を進めさせていただきます。

別府市から……（発言する者あり）

○産業政策課長（竹元 徹君） 議員おっしゃいました3年間の関係費につきましては、おむね5億円で間違いございません。

○8番（森 大輔君） 間違いはないということですが、別府市が5億円出資しているのに、単純に考えれば3,000万しか稼いでいないということになるわけです。この経営状況についてずっと私なりに考えてきましたが、どうしても理解できませんでした。この点についてはどう評価すればいいですか。

○市長（長野恭紘君） お答えをさせていただきます。

3,000万のいわゆる内部留保ですよ、これが多いなと言う方もいらっしゃる、少ないなと言う方もいらっしゃるのではないかと思います。ですから、内部留保するというのは、これは例えば臨時の、我々の別府市100%というような状況ではありませんから、様々な独自事業を行ってきたり、新たに人材の登用をしたりというような状況がありますので、これについては、私はできればあまり利益を出さないほうがいいのではないかと思います。うふな思いはありますが、先ほど申し上げたように、これは単純にこの一般社団法人自体が内部留保、利益を幾ら出すかということではなくて、先ほど申し上げたように、これは目的を持っておりますので、そういう目的を持ったところでどれだけの効果が上げられたか。物差しが違うとか、尺度が違うところでやっぱりはかるしかなかなか言い表せないということでございます。

○8番（森 大輔君） B－b i zの業務内容を見ますと、市内の起業家、または事業者の新規事業開拓や事業拡大の支援、地域解決型の事業開発、また国内外観光者向け企画やプロモーションなどを行っているのとあります。例えば、これらの事業について起業支援とか

ですが、仮にB－b i zのもうけを考えずに善意で支援を行っているということなら、それはそれで分かりますが、それは本来商工会議所、観光協会が担うべき役割ではないでしょうか。そのために市から、そういった団体に補助金も出していると思います。

私が、この東京事務所とB－b i z L I N Kについて一貫して問いたいことは、公共性の高い事業と事業性を重視した事業というのがあると思います。公共性の高い事業については、必ずしも費用対効果は求めません。福祉サービスとか市民ニーズに応える事業が、そういった公共事業だと思います。一方で、投資目的が強い事業については、やはり明確な数値目標というゴールを定めていただかないと、事業についてどう評価したらいいか分かりません。そういう意味で東京事務所、もしくはB－b i z L I N Kについて数値目標という事業目標を定めていただいて、それに達成したかしないかで評価させていただきたい。一議員としてそのように求めています。そうしなければ、逆に議決がなあなあになると危惧しています。その点について改めて指摘して、次の質問に移りたいと思います。

では、ワクチン接種について質問します。

65歳以上の高齢者のワクチン接種は、7月末までに終わる予定ですが、12歳から64歳までのワクチン接種の完了は、いつ頃と予定していますか。

○いきいき健幸部次長（大野高之君） お答えいたします。

接種方法等は決定しておりませんが、現在想定している体制で接種を進めると、12歳以上の方を含め11月末までに終了するスケジュールとなっております。

○8番（森 大輔君） 私は、10代、20代、30代の接種は、もしかしたら来年になるのかなと想像していたので、11月中に全世代の希望者にワクチン接種を打ち終える予定を聞いて、正直うれしく思います。

ただ、若い世代にとっては、ワクチン接種について安全性、効果、副作用など、様々な意見を持っています。そういう意味で別府市は、若い世代へのワクチン接種についてどのように考えていますか。

○いきいき健幸部長（内田 剛君） お答えいたします。

ワクチン接種は、感染予防の効果と副反応が生じる可能性について正しく理解した上で、リスクと効果の双方を考慮して自分自身で判断していただくようお願いをしているところであります。

既存株では、若い世代の方は、高齢者に比べて重症化する割合が低いと言われましたが、感染症の専門家の間では、変異株では、若い世代の方も感染しやすい、重症化も結構いる、長い間思わぬ後遺症に苦しんでいる方もいると報告されております。また、自らの感染により家族など大切な人に移してしまうことも考えられます。若い世代の方にも正しい情報を提供することにより、ワクチン接種を自分自身で判断していただきたいと考えております。

○8番（森 大輔君） ワクチン接種は、あくまで希望者が対象です。ワクチンをしない方への配慮も大切にした対応を、お願いしたいと思います。

次に、観光産業関係者へのワクチン接種について聞きます。

別府市は、常日頃から観光産業は本市の基幹産業と言われていますが、別府観光を担っていただいている観光関連産業の従事者へのワクチン接種の推進はどうなっていますか。

○いきいき健幸部長（内田 剛君） 観光産業の方については、団体のほうが、ただいま職域接種ということに取り組んでおりますので、市としては、職域接種の場所とか、会場とか医師等の派遣等について関わっておりませんが、情報提供等の連携をしている状況です。

またPCR検査センター、明日開設いたしますけれども、そこに観光業界の3団体の方、それと商工業の1団体の方、4団体の方がPCR検査センターを利用したいということな

ので、安全・安心の観光都市をアピールするためにもぜひお使いくださいということで対応を図っているところです。

- 8番（森 大輔君） 今朝、部長から答弁書を頂いた中に、観光関連産業のワクチン接種の推進については、ただいま旅館ホテル組合さんが、職域接種など具体的な準備をしているというふうに伺っていますが、その点については間違いないですか。

- いきいき健幸部長（内田 剛君） お答えいたします。

別府市旅館ホテル組合連合会においては、組合員を対象とする職域接種の実施に向けて準備を進めていると伺っております。職域接種については接種主体は企業となり、物資人員等の支援はできないのですけれども、ただいま答弁したように支援については、情報提供等の支援についてはしていきたいと考えております。

- 8番（森 大輔君） 別府市では、ホテル旅館組合さんが職域接種を進めているということについては、いいことだと思います。ただ、医療従事者や広い会場を基本的に自前で確保しないといけないため、課題も多いと聞いています。職域接種の開始時期についても、まだ把握されていないようですが、実際に実施するには別府市の支援や協力が不可欠ではないかと心配しています。

一方で奈良市や伊豆市では、観光関連産業の従事者、例えばホテル・旅館の従業員、タクシー・バスの運転手の方々への優先接種・先行接種に、市が積極的に取り組んでいます。7月中に開始して、安心・安全な観光地として観光客に来てもらえるようにすると発表しています。そういう意味で他の観光地が進めるホテル・旅館など観光に携わる関係者の優先接種・先行接種、改めて検討しなくても大丈夫ですか。

- いきいき健幸部長（内田 剛君） お答えいたします。

ワクチン接種は、ワクチンの供給に限りがあるため、医療従事者、高齢者、基礎疾患のある方、高齢者施設等の従事者の順位をつけて現在実施をしております。安全・安心の観光地をアピールすることは大事なことですけれども、観光産業従事者を特定して優先接種を進めることはできないことから、現実としましては、ホテル旅館連合組合が進めているような職域接種の方法が有効であると考えております。

- 8番（森 大輔君） 言いたくはありませんが、ワクチンの供給には限りがあるため、そういった優先接種の選定は厳しいのかなという答弁だと思いますが、では、なぜ他市の観光地は進めているのに、同じ観光を基幹産業とする別府市は難しいのですか。そういう疑問は、思います。

コロナ時代の観光地によって一日も早い観光関連産業の従事者へのワクチン接種の完了が求められていると思うのは、私だけではないと思います。どんな方法でも大変だと思いますが、競争ではありませんが、正直、他市の観光地の状況も気になります。そういう意味で改めて指摘しておきます。あえて質問はしません。

次に、市営施設の管理運営について質問します。

5月11日に九州地方知事会において「九州・山口緊急事態～蔓延防止宣言～」が発令されました。この宣言下では、県境を越えた移動自粛をお願いするなど、コロナウイルス感染症の拡大を抑える取組を呼びかけていました。しかしながら、市内の市営温泉には県外からの入浴客が多く見られ、市民の方々から、市の対応について不安の声、お叱りの声をいただきました。知事会の宣言を受けて、別府市はどんな対応をしましたか。

- 温泉課参事（後藤 隆君） お答えいたします。

市営温泉では、本市が取り組んだ「一段強めの感染対策」により、黙浴、これは「黙って入浴する」と書くのですけれども、この黙浴や、特に脱衣場などでマスク着用の徹底の表示を行うなど、感染に関する注意喚起・啓発等を各指定管理者へ徹底するよう対応を求めたところでございます。

○8番（森 大輔君） 実際に温泉施設に行ってみました。マスクをしないで廊下を走る子どもたち、マスクをしないでしゃべる方、一方、注意喚起の掲示は小さいものでした。今回の九州知事会が出した宣言下では、県境を越えた移動の自粛をお願いしていましたが、別府市の対策では、県境を越える移動の自粛はお願いしていませんでした。知事会の要請に対し別府市の対応は矛盾していませんか。

○温泉課参事（後藤 隆君） お答えいたします。

コロナ禍において、市営温泉が県外からの入浴客に対して利用自粛のお願いをしたのは、昨年の全都道府県を対象とした緊急事態宣言発令下のときだけでありました。また、今年のゴールデンウィーク前後を含めた期間中においても、市内の宿泊施設等には一定の宿泊観光客がおり、そのような中、全部もしくは一部にしても、別府の市営温泉のみが県外客は御遠慮くださいといった対応を行うことは、観光立市である本市としては慎重に考えなければいけないところだと考えます。その中で、先ほども申し上げました「一段強めの感染対策」を行ったところであります。

○8番（森 大輔君） 観光立市である別府市とすれば、県外からの観光客を大切にしていることは知っています。そういう意味で知事会の緊急事態宣言下でも、県外客の対応には慎重にすべきと考えていることも分かります。ただ、市民の方の中には、優先されるべきことが優先されていないと感じる声があります。市民の方に安心・安全を提供することは、何よりも優先される市の最優先の責務ではありませんか。

○温泉課参事（後藤 隆君） お答えいたします。

今後の対応についてでございますが、もし次の感染拡大があった場合、これはないほうがいいのですけれども、今回の第4波とはまた異なる感染状況となる可能性もありますので、国や県が行う対策に沿って市においても検討を重ね、適切に対応を取る必要があると考えております。

○8番（森 大輔君） 次回、このような知事会による宣言が出た際には、少なくとも県を越える移動の自粛をお願いします、協力をお願いしますぐらいの対応は、市もすべきだと思いますので、改めて指摘しておきます。

最後に、共同温泉施設における混浴等の年齢制限について、別府市がどのように考えているのか。このテーマについては2点だけ質問して、議会の時短要請に協力していきたいと思っています。

親子でも異性のいかなる者同士が、共同温泉等で混浴できる年齢制限を都道府県で定めています。大分県では、現在10歳です。別府市も、大分県の公衆浴場法施行条例に従って、混浴禁止年齢を10歳以上と定めていますが、子どもの年齢に伴う様々な意見やトラブルを経験したことがあると聞いています。別府市として、混浴禁止年齢について市民の声、どのように把握していますか。

○温泉課参事（後藤 隆君） お答えいたします。

このことについてですが、市民からいただく最も多い御意見ですが、子どもの身体的・精神的発達状況の変化を考えると、混浴の禁止年齢は引き下げたほうがいいのではないかと、そういう内容が多かったです。市においても、引き下げが必要なのではないかと考えているところでございます。

○8番（森 大輔君） 私が聞く範囲では、子どもが一人でお風呂に入れる年齢については、個人差があるので、年齢引き下げを心配するお父さん・お母さんがいる一方で、昔より今の子どもは身体的に成長が早いこと、精神的に早熟化が進んでいることから、10歳以上の子どもの混浴は容認できないとする意見も多いと認識しています。

大分県としても、混浴禁止年齢を引き下げる検討を始めていますが、今後、別府市として混浴禁止年齢を何歳に引き下げるべきと考えますか。

○温泉課参事（後藤 隆君） お答えいたします。

大分県は、現在、大分県公衆浴場法施行条例の改正について検討を行っておるところでございます。この背景には、厚生労働省が令和2年12月10日付で公衆浴場における衛生等管理要領等のうち、混浴の禁止年齢を10歳以上から7歳以上に改正していることが上げられます。この改正に伴い、大分県においても年齢を7歳以上に改正しようと、パブリックコメントなどで意見を募集するなど調査を行っているところでございます。

市としましては、引き続き大分県の検討内容に関する情報を共有していくとともに、今後示される県の方針に沿った対応を行ってまいりたいと考えております。

○8番（森 大輔君） 昔は、性別は違っても子どもと一緒に入る共同温泉文化というものがありました。今後は混浴年齢の見直しを求める声を受けて、大分県の7歳に引き下げる方針に従った対応を行うということで間違いありませんか。

○温泉課参事（後藤 隆君） はい、そのように対応してまいりたいと考えております。

○8番（森 大輔君） これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松川章三君） 休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○副議長（小野正明君） 再開いたします。

○4番（阿部真一君） 1年ぶりの一般質問でございます。コロナ禍の中、市民生活に寄り添った、そして市民生活の中でも、コロナの中でも変わらないことを重点に置いた質疑をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、消防行政についてお聞きしていきます。

先日の4月議会ですかね、別府市の消防団条例が改正されました。別府市内には女性分団を含む21分団、活動をされて、日々の別府市民の安心と安全を守っていただいております。

総務省消防庁からの通達で、大学生等消防団の加入促進及び在勤者の消防団への加入促進を図るため、任命の要件を緩和し門戸を広げる、そういったことによって地域の防災力維持向上を図るとともに、報酬、出動手当等、そして生活上本人に直接支給されるべきこういった費用の分を改正する助言の下、今回の改正があったと認識しております。

それでは、今回の改正後、個人口座へ直接団員の方に報酬が振り込まれるようになりました。そういった要件の見直しを行った結果、団員数がどのように変化したのかお聞かせください。

○消防本部次長兼庶務課長（浜崎仁孝君） お答えいたします。

消防団員数の推移ですが、令和元年4月409名、令和2年4月412名、令和3年4月417名でございます。毎年少しずつではありますが、団員数も増えております。

昨年度の内訳ですが、入団数が21名、退団数が16名で、条例改正の効果といたしまして、市外へ転出された方が5名いらっしゃいますが、そのまま退団せずに別府市の消防団員として活躍をされております。

○4番（阿部真一君） 団員数の減少はなかったということで、特段混乱なくこの条例の改正が行われたということで確認ができました。

この団員の活動によって今まで年間報酬、そして出動における費用弁償の配布が直接団員の方に振り込まれる形になっております。団のほうでも消防本部と団本部が協議して各団員のほうに説明を行っていることかと思いますが、ぜひ、この費用弁償が個人の口座に振り込まれるということで、やはり団員の方の周知をさらに徹底して、指導していただきたい、そのように考えております。

中には、今までこういった形でこの出動の経費がかかっているのか、ホームページには

団員の出勤に関する費用弁償の数字が載っております。火災出勤3,500円、出初め式2,500円、そして消防署訓練が2,500円ということで、こういった形で経費が今まで団のほうにお金が支払われていたのが、個人の口座に行くということで、やはり個人の団員の方の周知を徹底することが、今後必要ではないのかなというふうに考えております。

それでは、この支払いについて行政内でも事務手続の、まだ始まったばかりではございますが、やはり改善点、今後考えられると思います。今まで、令和3年4月からの支払いの状況についてお聞かせください。

○消防本部次長兼庶務課長（浜崎仁孝君） お答えいたします。

今年度、既に3回個人口座への支払いを行いました。内容といたしましては、火災に伴う出勤、個別訓練、消防学校への入校であります。今後も引き続き支払い事務を簡素化し、遅滞なく行えるように関係課と協議してまいりたいと考えております。

○4番（阿部真一君） 消防団は、年間に火災があれば出勤いたしますし、団本部の要請があれば緊急事態に備えて日夜の活動に携われるように待機をしております。平成28年、別府市内で起きた火災件数であります、36件、うち17回の出勤を消防団のほうで行っております。人数にして753名。平成29年60件、消防団出勤が30回、874名。平成30年23件、9回の消防団の出勤、212名の人数の出勤。令和1年が火災が20件、10件の消防団の出勤、人数で292名の火災現場への出勤ということで聞いております。多くの場面で消防団員の方の活動が、こういった数字から見受けられます。

そこで、昨日、総務省のほうから、4月にこの消防団の処遇に関する検討委員会中間報告書、そういったものが消防庁通知によりお示しをしていると思います。この検討委員会の検討議題は、団員が全国的に減少していること、火災が多発して激減化する中、消防団員の負担が増えている。また、社会情勢を踏まえ消防団員の入団、そして人員を確保することが難しくなっている要因があり、この総務省消防庁での処遇等に関する検討委員会が開かれております。その部分で、この別府市の消防団員の年間報酬、費用弁償というのは、本市、県下の平均から見てこの総務省消防庁通達による平均的な、一般的にいうと数値はあまり誤差がないように思われますが、現在の消防団員の報酬等については、この中間報告書から鑑みてどのように消防長はお考えでしょうか。お答えください。

○消防本部次長兼庶務課長（浜崎仁孝君） お答えいたします。

まず、団員の報酬額は3万4,000円でございます。なお、大分県内の平均額は2万2,694円であり、別府市の報酬額は、大分県内で2番目に高い額となっております。出勤手当につきましては、災害出勤等は1回につき3,500円、ただし、6時間を超える活動となった場合には、3,500円が加算され7,000円となります。さらに、訓練に参加した場合は、1回につき2,500円となっております。

今後、消防団員の処遇等につきましては、この度の中間報告を踏まえ、消防団及び関係課と協議して、他都市の状況を見ながら総合的に判断してまいりたいと思います。

○4番（阿部真一君） この総務省の消防庁の通達によれば、団員の年間報酬の妥当額3万6,500円ということで、別府の平均は3万4,000円ということで理解しております。その中で、やはり総務省の消防庁のこの通達によると、市町村において各消防団と協議の上十分検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。条例については、令和3年3月末までに改定し、同4月1日から施行するということで通達を受けていると思います。ぜひ来年度に向けて、別府市は費用弁償、報酬に関しては平均的な額であり誤差はございませんが、ぜひこの報告書を鑑みて消防団の費用の改善に検討していただきたい、そのように思います。

この答弁の中でもありましたが、事務的な手続、消防本部のほうで、各団員の活動を拾い上げて市役所の会計課のほうに費用の事務的な手続を行うということで聞いておりま

す。その部分もぜひ団員のほうの支払いが遅れることのないように、総務部長、この辺の事務手続の中でも、消防団の費用ではなくほかの活動の部分でも各役所の中の事務手続の簡素化というのは、国もいろいろな面で上げている部分があるかと思いますが、別府市も先行しながらぜひ全体、問題意識・課題として捉え、進めていっていただきたいというふうに思います。

それでは、この消防団についての質問は終わらせていただきます。

それでは、教育行政についてお聞きします。

議長、質問のほうの1番と3番を入れ替えさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○副議長（小野正明君） はい、どうぞ。

○4番（阿部真一君） すみません。それでは、本年4月1日に施行されました大分県自転車の安全で適正な利用促進に関する条例について、まず説明をしてください。

○学校教育課参事（松丸真治君） お答えいたします。

本条例は、県・事業者・学校・保護者等の関係者が、交通安全教育等に努めること、及び反射材の使用やヘルメット等の使用に努めること、そして、自転車通学の際の乗車用のヘルメットの着用の努力義務、自転車損害賠償責任保険等への加入の義務化等について定められたものでございます。自転車の利用に関わる交通事故の防止及び被害者の保護を図り、県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的としています。

なお、保険加入の義務化につきましては、本年6月1日に施行されています。

○4番（阿部真一君） テレビ、各マスコミでも報道されておりました。6月1日付に自転車の保険加入の義務化ということで皆さんも目に、耳にすることがあったと思います。これは、自転車も加害者になる一因があるということで保険加入義務の促進が進んだ背景がございします。これは老若男女にかかわらずこの保険の加入は義務化になっております。

今回、質問に当たって小中学生、特に別府市内の小学校・中学校は、学校の通学において自転車を許可していません。大分県内では唯一別府市ぐらいではないのかなというふうに理解をしておりますが、これは教育委員会も保護者の方も、一応の共通認識として坂道が多い、そして道路の幅が狭い、一方通行が多い等、いろんな部分の地域性があって小中学校の学校時間、通学、そして学校から帰る間の自転車を許可していないということで理解しております。その部分に関しては、学校側も今までの子どもたちの安全を守るための政策として進めていった背景があるかと思っています。

この6月1日付の保険加入、そしてヘルメット等の着用において、特に別府市内でもそうですし、大分市内に行ってみますと、高校生のヘルメットの着用がかなり目につきます。別府市内の小学校は、登校・下校時は皆さん歩いて帰っているのですけれども、学校外の時間、特に4時以降社会体育そしてまた塾、子どもなので遊びに行くということで、移動の手段として自転車を使われる小中学生は、かなりの数があるかと思っています。その部分に関しては、学校外の時間ではありますけれども、やはり別府市内の子どもたちを守るという上、教育委員会がこのヘルメット着用、そして自転車の保険の加入の義務化について、どのように考えているのかお聞きしたく、今回質問に取り上げさせていただきました。

特に数字でいうと、高校生による自転車の事故が多いというふうに認識をしておりますが、この自転車事故の別府市の状況はどのようになっているのか御答弁ください。

○学校教育課参事（松丸真治君） お答えいたします。

別府警察署に確認を行いましたところ、令和2年1月から12月の警察が関与している大分県の自転車乗車中の事故件数が、小学校が10件、中学校が27件、高校は70件、別府市は、小中学校はゼロ件、高校は4件とのことです。本年1月から4月末の大分県の発

生件数は、小学校が9件、中学校が8件、高校17件、別府市は、小学校2件、中学校2件、高校ゼロ件とのことでございます。

- 4番（阿部真一君） 特にこのヘルメットが義務化になって、目の前を高校生はヘルメット、結構おしゃれなカッコいいヘルメットをかぶって目の前を通過していくスポーティーな、スタイリッシュな高校生をお見かけして、その後ろから小学生がヘルメットをせずに元気いっぱい駆け抜けていく姿がありまして、その中でやはり学校の時間外での指導、そして、この坂道の多い別府市において自転車の事故が、重症化をやはり非常に危惧しておるところであります。

この条例の施行を受けて、市の教育委員会としても学校時間外での指導を強化していただいて、そしてまた、今後啓発活動などを伴ってやはり保護者の方、そして一般市民の方にも警鐘を鳴らしていただきたいというふうに考えておりますが、市教委としてどのような考え・取組を行っているのかお答えください。

- 学校教育課参事（松丸真治君） お答えいたします。

本条例の制定につきましては、本年1月に別府市立小中学校長宛て通知を行うとともに、4月の校長会議、6月の校長会議にて再度周知を図り、保護者への啓発を行っているところでございます。

また、別府市立小学校3年生を対象に別府警察署及び大分県交通安全協会別府支部と連携いたしまして、自転車交通安全教室を開催しています。その際にも本条例、特にヘルメットの着用の努力義務につきましては、啓発してまいりたいと思います。

さらに、毎年小中学校各1校が自転車安全利用モデル校として県指定を受け、自転車安全利用について学んでいるところでございます。

今後も、「自転車安全利用五則」に加え、本条例につきましても児童生徒及び保護者へ啓発をしてまいります。

- 4番（阿部真一君） 答弁あったように、校長会等を含めて教職員の先生方には啓発に関して御協力いただく形にはなろうかと思いますが、ぜひ時間外のところの子どもたちの安全・安心を守る上で非常に大切なことだというふうに思っております。

先ほども言いましたが、別府市内では自転車の通学は認めていません。その方向性は今でも私も間違っていないというふうに思っております。ただ、スポーツ少年団、社会体育団体が、恐らく400近くの多くの団体が別府市内に存在しております。そしてまた、そこに放課後足を運ぶ子どもたちがたくさんいらっしゃるのが現実でございます。その部分でやはり学校内の関係機関、別府市の青少年育成、そしてスポーツ少年団等にもぜひ啓発を、幅を広げていただきたい。学校だけの問題ではなく、別府市内の問題としてこの義務化を契機に啓発を進めていっていただきたいというふうに考えておりますが、その辺の他団体の関係者への啓発についてはどのようにお考えでしょうか。御答弁ください。

- 学校教育課参事（松丸真治君） お答えいたします。

本条例及び自転車の安全利用につきましては、スポーツ推進課等関係課と連携し、スポーツ少年団等への啓発を行う予定にしているところでございます。

また、別府市青少年補導員協議会にて、本条例を踏まえ放課後の見守り活動を行ってまいりたいと思います。

- 4番（阿部真一君） ぜひ子どもたちの安心・安全を守るために、時間外でもぜひこの部分は教育委員会が先行して行ってほしいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問の項に移らせていただきます。社会体育団体の公共施設利用についてお聞かせください。

この質問を取り上げた背景には、私自身も中学校の部活動、外部指導員の政策のこと、

スポーツに関わる子どもたちの育成に関するということで、この議場でも何度も質疑、そして考えを述べさせていただきました。この学校施設、地区公民館等公共施設というふうに捉えていただいて結構だと思いますが、このスポーツ団体が、一般の方が使う上での学校施設等を使用する場合の手続について、まずお聞かせください。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

学校施設を使用する場合は、別府市立学校の設置及び管理に関する条例などにに基づき施設の使用許可申請書を、使用する学校を經由いたしまして教育政策課に提出をしてもらいます。提出された施設の使用許可申請書を審査した結果、施設の使用予定がない場合で学校教育上支障がなければ使用が許可をされます。

○4番（阿部真一君） それでは、学校の使用状況については答弁いただいたとおりですね。学校長の許可の下、教育委員会が管理をしているということで答弁がありました。この学校の施設の利用について、この基準についてばらつきがあるのではないかと。そのばらつきの原因というのは、学校長が各地域の特異性・地域性を鑑みながら、やはり地域の方の要望に耳を傾け施設を開放していくというところがあるとは思いますが。その部分で教育委員会として学校施設の利用のばらつきがないように使用をしていただきたい、そのように思いますが、その部分に関してはどのようにお考えでしょうか。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

学校によって運動場や体育館の規模が異なったり、中学校であれば部活動が優先的に使用するなど、使用する条件は様々であります。使用許可の審査につきましては、別府市立学校の設置及び管理に関する条例など例規に基づきまして、適正かつ公正に行っております。

○4番（阿部真一君） その例規に基づいて適切かつ公正に行っているということですが、やはり学校校長も人間でありますし、先ほど言ったように地域の要望に応える上で様々な団体、そしていろんな保護者、そして地域の方からの声を耳にする機会があるかと思えます。この部分で特にこの数年、コロナもあって公共施設を含め学校施設の利用条件というのがやはり限られてきている部分があります。その部分でやはり特定の団体、そして学校長の判断が難しい場合も想定されるように考えております。その部分に関してやはり教育委員会がしっかり学校長に指示をしていく。その指示の基になるのは市民の声であり、こういった議会からの提案を大切にしていきたいというふうに考えておりますが、特定の団体に優先的に使用する許可が出るということはないとは思いますが、私も立场上議員であったり、職員さんのOBであったり、いろんな団体の指導に関わる方によって使用が許可されている場合というのがあってはならないことであると思っておりますので、そういった学校現場の不公平な運営がなされていないか、その部分に関してはどのようにお考えでしょうか。

○教育部長（柏木正義君） お答えいたします。

管理者や利用者によって対応が異なる、そういったことはあってはならないというふうに考えておりますので、公平・公正に統一した対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

○4番（阿部真一君） ぜひ、そういった統一見解をしっかりと周知をしていただいて、学校施設、地域に開かれた学校を目指す、教育委員会が考える上では必要なことではありますし、コロナの中、大変難しい判断を迫られる部分があるかと思えますが、ぜひニーズに沿った判断と施設運営に当たっていただきたいというふうに考えております。

この体育施設の面でもそうなのですが、やはり中学校、小学校、民間のスポーツ団体に通うお子さんが大変多くなってきております。特に中学校においては野球、サッカー、バスケ、バレー、水泳、全てのスポーツにおいて中学校の部活に所属せずに民間の社会団体

に軸足を置くお子さんたちも増えてきております。そのニーズとしてはお子さんの希望もあり、そして保護者の希望もあってそういった選択をされることもあろうかと思いますが、教育委員会の所管の中で部活動に対しての教員の、先生の働き方などの部分もありますが、ぜひ子どもたちのスポーツ環境に沿った、そしてまた民間のスポーツ団体と意見が共有できるような形で部活動を推進して欲しいというふうに思っています。これは、民間であれば学校の施設を使えないということも、また反面子どもたちに対しては大変マイナスの部分でございますので、ぜひ考慮していただきたいと思います。

ここで、部活動をされているお子さんから手紙をいただきまして、2年前、別府市内の中学校で部活動をしたいと。その中学校には部活動の部がないということでお話を聞く機会が私自身ございました。その中で、親御さんと話していく上で、やはり子どもには子どもが求めるスポーツをさせてあげたいという親の気持ちもありまして、学校現場の部活動の在り方も十分理解した上で、当時の学校に御相談をさせていただき、教育委員会にも御相談をさせていただきました。そのときは、2年前のことではありますが、新しい部活が設立できなかったのですが、その子はほかのスポーツで、先日あった市総体でも別府市で1位の成績を取る優秀な成績、スポーツの能力のあった子どもに成長しております。

どういった子どもの観点においても、平等に学校現場はできる限り公立のでき得る部分の担保をしていただいて、できない部分に関しては民間の団体に力を借りながら、問題を共有しながらこの中学校・小学校のスポーツ団体に関しての方向性を共に歩んで欲しいというふうに考えております。

これはお手紙を、ぜひ 私は頂いたのですけれども 教育長、そして市長にも分かっていたいただきたいので、また後でお渡ししたいと思います。

それでは、次に別府市就学前の子どもに関する教育等協議会についての質問に入らせていただきます。

この部分は先日、三重議員、そしてこの後の美馬議員のほうでも質問をしていくことになろうかと思います。非常に大切な別府市の幼児教育、教育、子育て全般の大切な議題が、この協議会で話し合われました。過去にも私も一般質問、平成30年の3月議会でも幼稚園の1校1園についての質問を取り上げさせていただきました。その中で、この別府市の就学前の子どもに関する協議会のほうから教育長に報告書が提出されております。この協議会は、これまで5回の会議を有し、そして別府市内の質の高い就学前教育の充実に関すること、別府市立幼稚園等今後の方向性に関すること、この2点を重点課題として、委員は学識経験者、幼稚園、認定こども園、認可保育園関係者、保護者代表、公立小学校関係者、9名の委員で構成され、5回協議会が協議され、報告書が教育長に提出されております。この提出された報告書を私も目を通していただきました。この問題に関しては、慢性的に教育委員会でも問題視、内部の組織の中でも問題としてあった問題であろうかと思います。去年、この協議会が立ち上がったのですけれども、恐らくコロナで少し足踏みして、なかなか人が集まれる機会がなかったので、昨年、十分な協議がなされたことであります。

この協議会の中で、市立の幼稚園児、減少傾向にあるということが報告をされております。その幼稚園児の減少について、市教委はどのような原因だというふうにお考えを持っているのかお聞かせください。

○学校教育課参事（松丸真治君） お答えいたします。

平成22年度から市内5歳児全員のうち、市立幼稚園に通う園児の割合・就園率は50%から54%台を推移しており、園児数が最も多かったのが、平成28年度の503名となります。しかし、令和2年度以降就園率は50%を下回り、令和3年度の園児数は393名となります。母親の就業率が上がってきていることにより保育ニーズの高まりや幼児教育・保育の無償

化が影響していることが考えられます。

- 4番（阿部真一君） 今答弁いただきました保護者の保育ニーズ、そして幼児教育・保育の無償化が影響しているということで、教育委員会のほうも昔からそういった問題を捉えていたというふうに考えております。

その中で、別府市は平成16年から保護者の子育ての一環として、午後3時までの預かり保育を実施しております。そしてまた、平成28年から別府市内の5園で預かり保育を進めておりますが、この午後2時以降、午後3時以降の幼稚園児の居場所をしっかりと確保する、安心・安全を確保するために、別府市の教育委員会、別府市が進めていった政策の一つであります、この保育のニーズとしての預かり保育を始めた経緯をお聞かせください。

- 学校教育課参事（松丸真治君） 本市の預かり保育は、保護者の子育て支援の一環として平成16年度から13園で実施されました。この頃は午後3時までの預かり保育がありました。その後、保護者の就労形態の変化に伴い、幼稚園の通常教育時間終了後も、幼稚園において希望する保護者のお子さんを最長19時まで保育することで、幼児期の教育と保育を総合的に提供するものとし、平成28年度から始めております。現在では石垣幼稚園、朝日幼稚園、鶴見幼稚園、山の手幼稚園、境川幼稚園の5園が行っております。

- 4番（阿部真一君） この市教委が行っている預かり保育に関しては、当時、平成28年度に学童クラブのほうの幼稚園児を預かることができないということの条例の中での制限もあったというふうに理解をしております。その後、別府市のほうでは条例を改定して、幼稚園児でも学童クラブに預けられるということで、午後3時以降の園児の居場所づくりに貢献している政策の一つだと思います。

市教委は政策として預かり保育を実施しておりますが、今のところ、この預かり保育に関してはどのように考察・評価をしているのかお聞かせください。

- 学校教育課参事（松丸真治君） お答えします。

預かり保育を始めて以来、実施5園の利用者は年々増加傾向にあり、令和2年度は在園園児の約95%の保護者が利用しています。また、昨年度2月末に預かり保育を利用している保護者を対象に実施したアンケートの結果、97.6%の保護者が「安心して預けられる」と回答していることから、保護者のニーズに応えられると考えております。

- 4番（阿部真一君） 教育委員会もお子さんの、そして保護者の方の就業の形態としてやはり共働き世帯が多く、預ける場所がないお子さんが、別府市内にも多数ございます。

この協議会、まだ答申、報告書が出されて日がたっておりません。また今後、庁内で、そしてまた総合教育会議などで市長部局とも併せていろんな面で協議されていくことだというふうに思いますが、今の時点でこの報告書から見るところ、教育委員会、そして子育ての政策の窓口の一元化、保護者の実態ニーズ、これは幼稚園のほうの幼P連では、年度初めに1校1園に関するアンケート、そして署名等を行っている部分がありますが、市立の幼稚園に通うお子さんというのが半数であり、次の年の1年生には例えば50人の幼稚園があったとしたら、次の年の1年生には100人に膨れ上がる。残りの50名の方は民間の保育所、こども園など、他の施設からその1年生に上がっていくということで、市立の幼稚園の課題というか、そういった園児数の減少、そしてニーズのミスマッチによってそういった保護者は預けるところの判断をしているというのが、この数字から見ても顕著にうかがえると思います。

ぜひ実態ニーズの調査も、幼稚園、市立の幼稚園にニーズを聞くと、やはりその地域の1校1園でいいのが今までの、僕もそこで育ちましたし、うちの子どもも1校1園の中で幼稚園・小学校・中学校というふうに成長してっております。その部分で別府市のいい

伝統とそういったニーズの部分は、もちろん認識はしておりますが、今後、この報告書を基にやはり本質的に合った実質ニーズの調査をしっかりとさせていただきたい。そのためには、やはり民間である保育所施設、こども園を合わせた民間が運営されている部分と、別府市が行っている別府市の市立の幼稚園を含めたところの公立の在り方、ここが、別府市内どこに住んでいてもやはり子育てをする親の立場からすれば公平で、平等でないと、この別府市の子どもたちを育てる環境においては、なかなか難しい部分があると思います。

ぜひこの協議会において上がった報告書を一度精査していただいて、未来志向で明るい子育てができるまちの一つとしての課題として、今後教育委員会で、難しい問題だと思います、民間ニーズにも応える、運営側の保育園のニーズにも応えなければいけない。その部分でやはり教育委員会がしっかりその状況を判断して市民のほう、保護者のほうを見、お示しをして明るい未来の子育てができる別府市であることを願っております。

この就学前についてのお考えがあれば、教育長のほうから御答弁をいただきたいのですが。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

冒頭、議員さんが御指摘されましたように、この就学前の子ども、いわゆる小学校に上る前の教育でございますが、非常に生涯にわたって人格の形成の基礎を培うという教育で、大変重要な教育と認識しているところでございます。

昨日も9番議員さんからも御指摘がございましたけれども、この報告書は6月の9日に提出されましたが、別府市全体の就学前教育の現状あるいは問題、あるいは今後の対応につきまして、御報告をいただいております。今後は、公・私立幼稚園、あるいはこども園等々全ての関係者と連携を取り、そしてまた別府市全体の就学前教育の在り方につきまして、どのような基本方針あるいは実施計画を策定すべきなのか、そういう点を市長部局と十分連携しながら別府市の教育の在り方を考えていきたいと考えております。

いずれにしても、保護者の皆様が安心して預けられるような就学前教育を目指していかなければならない、そういう思いでございます。

○4番（阿部真一君） こういった協議会が立ち上がると、いろいろ皆さん考え方が違う場面もございますし、立場上考えが違うのはあって当然でございますので、ぜひ明るく未来が見えるような協議、そして御提示をしていただきたいということを切に願って、次の保育行政についての質問に移らせていただきます。

まず、4月の新聞・テレビなどマスコミ報道で大分県内の待機児童がゼロになったということで報道がなされました。それでは、令和3年度の保育所等の入所状況についてお聞かせください。

○子育て支援課長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

保育所等の入所状況については、過去3年間を見ますと、4月1日現在の入所児童数は、平成31年度2,420人、令和2年度2,374人、令和3年度2,348人でございます。

特定の園を希望するために入所できていないいわゆる入所待ち児童は、平成31年度は54人、令和2年度は98人、令和3年度は76人となっております。

なお、市内全域の保育所等に入所申請を出しているにもかかわらず入所ができていない児童、いわゆる待機児童につきましては、平成31年度以降、いずれの年も待機児童はいません。

○4番（阿部真一君） はい。それでは、すみません、資料の提示をお願いしたいので、配付の許可をお願いいたします。

○副議長（小野正明君） はい、許可します。事務局は、資料を配付してください。（資料配付）

○4番（阿部真一君） すみません、ちょっと配付を最初に、冒頭しようと思ったのですが、けれども、ちょっと緊張してしまって、忘れていました。すみません。

課長から先ほど答弁がありました。特定の園を希望するために入所できていない、いわゆる入所待ち児童、この部分の入所待ち児童というのは、行政側からしてみたら、保護者が待っている、保護者の希望で特定の園の入所を待っているということで認識をしているということで、この部分に関しては、もう従来の議会でも何度も質問させていただいております。私自身もこの入所待ちの児童に関する相談事を受ける機会が多うございまして、何とかこの入所待ちの児童に対して入園ができないかということで個人的に考えておりまして、ある他都市の取組ではありますが、別府市としても、この入所を希望する親御さんの意思で平成31年は54名、令和2年は98名、令和3年は76名ということで、やはりこの部分も何とか別府市はゼロを目指していただきたい。ゼロを目指すように取組と一緒にしていっていただきたいというふうに考えております。

この入所待ちの児童の対応、現在別府市では、今年度であれば76名の方が入所待ちになっていると思いますが、どのような対応を課のほうでされているのか御答弁ください。

○子育て支援課長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

入所待ちとなった児童の保護者には入所保留通知書を、さらにその翌月も入所が決まらない場合は入所保留継続のお知らせを郵送し、入所保留となった理由と次回の入所調整の締切日、希望園の変更などがある場合は、電話で受け付けをさせていただくことをその都度御説明しているところでございます。

また、初回にお送りする入所保留通知書には、認可外保育施設や入所が決まるまでの間利用が可能な一時預かり事業など、他の保育サービスの案内を同封し、必要に応じて利用していただけるように情報提供をしております。保護者の意向も伺いながら、希望した施設での入所調整の結果の詳細や翌月の各園の年齢ごとの受入れ予定人数などを情報提供するとともに、希望施設の追加や変更があれば、次回の入所調整の締切日までに御連絡をお願いし、対応をしております。

○4番（阿部真一君） この入所待ち児童の対応、課のほうで、窓口のほうでお母さん方がテーブルに座って、職員さんが対応している姿を目にすることができます。この職員の対応の数も数名というふうにお聞きしておりますが、この内部の段階、内部組織の、子育て支援課の内部のほうでは、恐らく入所の手続案内等で保護者の方には、保護者の預けるニーズとしての項目が書かれております。就労、母親の出産、保護者の疾病、病気の介護、災害、求職等、いろんな部分で別府市の中で内部規定を持って入所の手続決定をなされている。この部分が、入所に当たっての決定がどういった経緯をもってされているのか。やはり入所待ちをしている親御さんの気持ちとしては、いつ入れるのか、いつどこの保育園が空くのかというその情報提供をやはりすごく待っている声が多うございます。もちろん保護者の方のニーズばかりに対応していると、全てに対応することが無理であるのが現実でありますので、子育て支援課としても、今資料として提示いたしました、これは別府市のほうでも恐らく先ほど言った就労、出産、そういった部分にかかる保育室、保育所の入所選考の基準ということで内部で規定があると思います。その内部の規定の数値化によって保育の入所の決定がなされる。その部分が非常に不透明でございまして、市民ニーズとしてはもう少し公表する部分と、やはり丁寧に説明していく上では、今の職員の窓口体制では大変難しい場面が多いのではなかろうかというふうに思います。

この部分に関しては、これは実は大分市の資料でございます。別府市では、選考基準を持っているとは思いますが、どのような形で選考しているのか、御答弁ください。

○子育て支援課長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

入所選考については、別府市においても他の市町村と同様に保育所等入所選考基準を定めており、優先利用に関する国の通知等の基本的な考え方を考慮して作成しております。保育所等への入所申込み者数が、入所受入れ可能人数を上回った場合、選考により保育に

欠ける程度が高いと認められる順に入所児童を決定しております。保育に欠ける理由といたしましては、就労、出産、保護者自身の疾病、虐待、DV避難等がございます。子どもの家庭が保育を必要とする事由に当てはまるかを基準に決定をいたしておりますが、独り親世帯や生活保護世帯、保護者が市内認可保育施設の保育士として勤務をする場合、兄弟の状況、入院等により退所した児童の再申込みなど、プライバシー保護の必要性の高い世帯の状況等の項目も含まれております。

これらの理由から、別府市では窓口や電話での対応を第一に考えております。毎月の各施設の受入れ予定を年齢別に人数をお伝えしながら、保護者の気持ちに寄り添うことを心がけております。

また、入所が決まらなかった方からのお問合せには、希望する施設の順位なども調べてお伝えをしております。

- 4番(阿部真一君) 冒頭に答弁いただきました入所待ちの御家庭の数、人数であります、今年が76名ということで、この76名の方に限って申しますと、課の考え方ですと、電話、窓口の対応を第一に考えていると。別府市の課のほうでもこういった選考基準を持って選考の決定をなされているということで、答弁の中から理解ができます。しかしながら、今の窓口状況の問題では、課長も部長もそうですが、上司としてこの76名の方をゼロにしていく、そういった目標を掲げたときに、職員さんにどういった対応をし得る、今の人員体制でこの76名の入所待ちの方、中には本当にここの園がいいということで待たれている方は多いかと思いますが、やはり市からの、ここの園が空いていますよ、B園が空いていますよという声をかけていただく、そういった声を待っている市民の方も多いかと思えます。現に私のところにもそういった声がやっぱり年間に五、六件はございます。

その中で、この資料にも出しました。課長が言ったようにプライバシーの問題、個人情報問題で情報提示できない部分はあろうかと思いますが、ぜひこの指数を数値化をもって優先順位の保育所の入所決定がなされるというのを、やはり役所の中でもしていったほしい。そして、それを希望する方がいれば子育て支援課のほうで提示をして、やはりぜひこの入所待ちの方もゼロを目指す、そういった別府市であってほしいというふうに常々思っております。

この保育所の申込み状況の公表、自分の指数が何点なのかというのは、非常に親御さんとしては気になるところでありますが、今のところ情報開示はされておられません。その部分に関してこの見える化、保育の選考基準の見える化についてどのような考えをお持ちなのか、御答弁ください。

- 子育て支援課長(宇都宮尚代君) お答えいたします。

申込みは毎月受け付け、入所希望月にされるよう、毎月調整を行っております。申込み状況により希望の保育所等を利用できない場合は御説明申し上げ、御理解をいただいているところでございます。他の保育所等に空きがあれば、併せて御紹介をしております。

また、保育士不足を解消するため、令和3年4月より保育士等就労奨励事業を開始いたしました。コロナ禍で妊娠や育児に不安を抱えている人に寄り添った支援にも力を入れたと考えております。

選考基準の公表、見える化につきましては、個人情報特定されることのないよう配慮が必要だと考えております。その上で選考基準の公表、見える化についても検討していきたいと考えております。

- 4番(阿部真一君) それでは、この子育て行政として先ほど教育委員会にも質疑をさせていただきました。就学前の在り方、その部分は重なってくる部分がございます。今後、この保育部門と教育部門の一体化を見据えて別府市の子育て環境をどのように進めていくのか、御答弁ください。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

福祉部門の子育て支援課では、全ての子どもと家庭が安心して子育てができる環境づくりを支援するため、別府市子ども・子育て支援事業計画の取組を推進しているところであり、そのような中、就学前の子どもに関する教育等に関しましては、今後、少子化、議員おっしゃるように保育のニーズが進む中、時代の変革に柔軟に対応していく重要性を感じています。そのためにも、これまで以上に行政の保育部門と教育部門の連携を密に行い、家庭・地域・子ども・子育て支援をいただいている関係者の御理解と御協力を得ながら目標を共有し、一体となって計画を進めていく必要があると考えています。

○4番（阿部真一君） この保育の入所待ちの児童に関しては、何度も言いますが、ぜひ、待機児童はゼロ、入所待ち児童は何人いますというのではなく、別府市は限りなく市民のニーズに寄り添った手続、行政の窓口であってほしいというふうに考えております。御協力いたしますので、この入所待ちの児童のゼロを目指す別府市であってほしいというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

最後に、るる質疑をさせていただきました。この幼児教育、そして子育てについては、長野市政においてもいろんな面でこの5年間政策を進めていった部分がございます。今後、時代の変化とともに大変難しい判断があろうかと思いますが、ぜひ明るい未来をつくる別府市の子どもを育てるための一番いいまちである別府市であるために、明るい方向性を持った子育て環境、そして教育環境を整えた別府市であってほしいというふうに考えております。

市長に最後、この就学前、そして子育ての政策に関しての思いがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○市長（長野恭紘君） お答えします。

思いがあり過ぎて、時間が足りない感じはありますが、とにかく子ども・子育て支援事業計画が平成27年からスタートして、今、第2期、令和2年から第2期ということで、これに沿った子ども・子育て支援、様々な対策をさせていただいておりますけれども、いずれにしても、保育の部分でいえば大分県のほうも今しっかり取り組んでいただいているなというふうに思います。クーポンなんかも充実してきました。

別府市も、待機児童はいなくても、入所待ちがいるという、これ、保育士の取り合いになっているようなところもあって、保育士不足で定員が充足できていないところに関しては、しっかりこれをやらなければいけないなというふうに、これは必ず定員が充足できるように頑張っていきたいというふうに思いますし、いろいろと抜き出していたのですが、所得格差によって教育に格差が生まれないようにというようなこともありますし、一人も取り残さないということは、これは重要だなというふうに非常に思っています、これは最近テクノロジー、プログラミング教育なんかもありまして、こういうものを使いながらしっかりと子ども・子育て満足度日本一、これは大分県も別府市も目指していきたいなというふうに思っておりますので、細かなことについてもしっかりとこれから取り組んでいきたいというふうに思います。

○4番（阿部真一君） 終わります。ありがとうございました。

○3番（美馬恭子君） 最後の質問者になります。私は、医療の現場から出てきていまして、今回、医療の質問はいたしません、ワクチン接種また予約に関して、市の中で皆さん奮闘されていることに、心から敬意を表します。11月までには接種が終わるということを知りましたので、今後とも滞りないように進まれていくことを願っております。

皆さんも、お体を大事にされて、市民の声を聞いていただきたいというふうに思います。それでは、最後、質問に入っていきたいと思います。

私、今の阿部真一議員と重なる部分もありますので、重なっているところは少し割愛さ

せていただいて入っていきたいと思います。

子ども・子育てについてということで何点か上げさせていただいております。

基本理念として、湯けむりとぬくもりの中で子育てしやすいと実感できるまちということ掲げて事業計画をずっと今、市長もお答えされたように、本当にしっかりと計画を立てられているというふうに理解していますが、今回、私も令和3年の4月に開かれました多世代交流健康増進複合施設「おひさまパーク」ですかね、そこを見学させていただきました。

中央保育所も入りまして、随分きれいな建物で、新しいところでみんな頑張っているように見受けましたけれども、中央保育所には現在何人の子どもたちが入所しているのでしょうか。それと、新しい環境になって中央保育所では保育士の先生方も今までとは少し違って、使い勝手が異なったり、思っていたように動けなかったりということで、慣れない点もあるかと思いますが、そのような場合、相談窓口等はあるのでしょうか。

○子育て支援課長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

中央保育所においては、85人の子どもたちが入所しており、本年度新たな場所「おひさまパーク」でスタートを切りました。元気に日々の活動を行っています。

これまで「おひさまパーク」への移転に向けて、保育所職員の現場の声を聞きながら準備をしてまいりました。4月に移転してからは、何か不具合があれば、その都度子育て支援課が窓口となって、建設部と協議し対応をしているところでございます。

これからも保育環境を整えるべく、子育て支援課が相談窓口となりまして、関係部署と連携して対応していきたいと考えております。

○3番（美馬恭子君） 見せていただいたときに一番最初に違和感を持ったのが、園庭の形、三角形になっていたのですね。「最初、物置もなかったけれども、言えばきちっと建ててくれて、なかなか言ったら動いてくれています」というような話だったのですけれども、今、子どもさんの数も言われましたけれども、ぞう組さんだけで60名近い 一番大きい子たちですね 子たちがいると。お話を伺ったところ、やはり今のこの状況の中で園庭が少し狭くて、一度に外遊びをすることが難しいというようにお話もお伺いしました。せっかく新しいところに行ったのですから、さぞかし使い勝手もよくなっているのだらうなということを思っていたのですけれども、そんな話が出てきました。

現在、南子育て仲よしクラブがある場所を売却予定ということで、解体してという話も出ていますが、私は、せっかく建てられた新しい建物ですので、建物を移動するということはもう全然考えていませんが、前に広い駐車場があるのですね。その広い駐車場を少し園庭に確保していただければ、少し広がるのではないかなと。そして、仲よしクラブの跡地を駐車場として整備していただければ、「おひさまパーク」などのためにも、ほかのところのためにも駐車場の確保にもなるのではないかなというように思っています。

保育所の園庭の広さに関しましては、お伺いしたところ、1人3.3平米が必要で、今の状態では280と言われましたかね、大体園庭があるので十分ですという話でしたけれども、せっかく新しいところできたので、そこで運動会もやりたいと。でも、今の状況ではちょっと難しいというように話を聞きましたが、現在、保育所も老朽化していつていますので、せっかくできた中央保育園が、今からの指針になる、モデルになるようなことを考えて、少し園庭を広げるというようにお考えはないでしょうか。

○子育て支援課長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

園庭につきましては、今の園庭は約524平米、今までありました中央保育所の園庭は約520平米で、約4平米ほどの差でございます。畳でいえば1枚分ぐらいの大きさかと思われます。

運動場につきましては、園庭につきましては、狭いという御指摘もございましたが、保

育士みんなで工夫をして、今、園児たちと活動しているところでございます。園庭については、何かと不便な点もあるのではないかなというふうな議員の発言をいただきましたが、保育士たちも一生懸命工夫を凝らして、園児たちと楽しく過ごしております。これからも工夫を続けていくように、私たちも応援をしたいと思っております。

- 3番（美馬恭子君） なかなか新しい園ができた後にここをとというのは難しいかと思いますが、550平米、見た感じは、やはり少し使い勝手がよくないのかなというふうにも思いますので、なかなか難しいところもあるかもしれませんが、先生たちの意見、そして子どもたちが伸び伸びと遊べるように少し考えていただければいいかなというふうに思いまして、この質問はここで終わらせていただきます。

続きまして、就学前教育についてです。

別府市就学前子どもに関する協議会、5回終わりました。阿部真一さん、それと三重議員も質問されておりましたけれども、再度。今後、別府市における就学前教育の課題解決をどのように進めていかれるのか、また詳しくお知らせください。

- 学校教育課参事（松丸真治君） お答えいたします。

幼児教育・保育の課題解決について、子どもの育ちの保障につながる園児集団は、1学級当たり20人から30人であり、1園には複数学級あることが望ましいが、園児数がこの30年間で半減していることや、施設が老朽化している現状から、市立幼稚園の適正配置について未来志向の検討が必要であるという意見が出されました。

また、市全体の幼児教育・保育施設のうち認定こども園数の割合は5.7%と、他市が30%以上あることに比べ非常に低くなっています。幼児教育・保育無償化後も保護者の利用意向は増えていないことから、保護者に認定こども園のメリットが理解されていない可能性があり、運営者側には認定こども園に移行する方法や利点が周知されていないことが、要因として上げられております。このため、認定こども園の普及促進に向けて政策的に取り組むことが必要ではないかという意見がありました。

そして、質の高い就学前教育等の総合的・一体的な提供をさらに進めていくために、市長部局と教育委員会に分かれている行政窓口の一本化をするべきではという意見もありました。

これらの意見を踏まえ、今後の市立幼稚園の新しい方向を指し示し、幼児教育・保育の量や質の適切な提供につなげるために、具体的な基本方針と実施計画を策定していく予定です。

- 3番（美馬恭子君） 認定こども園は、別府市の中では取組が、今言われましたように取組が少し遅れていると。協議会の中でもお話を伺っていましたが、認定こども園に関してよく分からないというお母さんたちの意見もありました。教育と保育を一体的に行う施設、言わば保育所と幼稚園の両方のよさを合わせ持つ施設ということで、他の地域では認定こども園を推進しているところもたくさん見られます。そのような中で市のほうも今回の話を聞いて今から考えていくということですので、そうなりますと、市立の幼稚園を含め認定こども園がまたプラスアルファということで子どもたちの数からいけば選択肢が広がって、また子どもたちがどうなるのだろうというふうな状況になりますけれども、幅広い中で選択肢を持って考えていただければいいのかなというふうにも思います。

続きまして、私がこの中で一番思ったのは、私は京都で育ちましたので、1校1園というのはよく分かりませんでした。こちらに来たときに1校1園、本当にいいのだなというふうに思いました。

ところが、市立幼稚園の適正配置が必要であると今言われましたように、意見が出されています。別府市教育委員会としては、別府独自の1校1園制のよさをどのようにお考えになっていて、今後それをどのように受け止めて次の施策に進んでいかれるのかということ

ころをお伺いしたいと思います。

○学校教育課参事（松丸真治君） お答えいたします。

1校1園制は、全国的にも例が少ない別府市独自のものです。各小学校に幼稚園が併設されることにより園児と児童の交流が充実することで、幼稚園から小学校の円滑な接続が図れるというメリットがあります。

これまで市立幼稚園、保育所、認定こども園においても、小1プロブレムの解消に向け小学校との連携を図っていますが、市立幼稚園が1校1園制の下で積み重ねてきた実践と研究を生かして、市全体の幼・保・小連携の中核としての役割を担うことが期待されています。また、そのほかの1校1園制のメリットとして、園児が歩いて通園でき、地域の方々から見守られながら育つという点が上げられます。

しかしながら、少子化や保護者ニーズの変化により園児数が減少して、子どもの育ちの保障につながる園児集団の維持が困難な園があることから、市立幼稚園の適正配置について未来志向の検討が必要であると御意見をいただいております。今後、報告書を踏まえて質の高い幼児教育・保育の充実に向け、慎重に検討していきたいと考えております。

○3番（美馬恭子君） 協議会の中でPTAの代表の方が見えていまして、発言をされています。「現在、16人から53人の園児が生活をして、どの園も集団として成立しています。ぜひ地域性を見てほしい」、「1校1園制はみんなの希望、小学校の兄と一緒に通うことや、接続する小学校の5年生と一緒に活動するといった取組は大事にされているという話をたくさん聞きました」と。「なぜ公立に入れたのかと話をしたところ、地域の幼稚園だから、幼小連携ができているから、小学校と同じ敷地だからという理由が多かったということで、1校1園制は続けてほしい。人数が少なくなっている園もあると思いますが、複数年保育にすると学級が増えていいのではないのでしょうか」というような意見も出されていきました。

また、協議会が進んできた中で第3回目のときには、保護者の方は、「1校1園制は時代の流れとともに難しいという話だった。これまでPTA連合会では、市立幼稚園を存続してほしいと話してきた。もし減らされるのであれば、預かり保育や複数年保育の充実をお願いしたい。市立幼稚園が減らされていく地域の方も困らないように配置していただきたい」、「ずっと1校1園制の存続を要望してきたのに、市立の幼稚園がなくなりそうだと感じている。存続する園に関しては、預かり保育がないと幼稚園に預けられないという人が多い。子育て支援をしっかりとしてほしい」というような意見が出されていきました。

今、人数配置とか複数学級、また複数年保育という話も出てきていますが、このように現在預けているお母さんたちの意見をぜひしっかり聞いて、今後の話し合いに備えてほしいというふうに思いますし、1年保育ではありますが、小学校を選んで、たとえ十数人でもその小学校の幼稚園に行っている子どもたち、また親の意見をきちっと聞いていただきたいというふうに思っています。今からどのような形で展開していくのか分かりませんが、ぜひ子育ての世代のお母さんたちが今言われたように、子育て支援をしっかりと、優しいまちづくりをしていただきたいというふうに思っています。

続きまして、学童クラブのことにに関して質問させていただきます。

放課後児童クラブ、別府市内の放課後児童クラブ数とその運営主体、また登録児童数と支援員の人数を教えてください。

○子育て支援課長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

現在、放課後児童クラブ数は37であり、クラブの運営主体は、一般社団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、企業、保護者会などでございます。

幼稚園児を含む登録児童数は、全体で1,567人、補助員を含む支援員の人数は、全体で167人でございます。

○3番（美馬恭子君） 学童クラブは、昨年のコロナ禍で学校が休校になったときに担った

役割は、本当に大きいと思います。別府市においては、3時までですよね、小学校が開いているということで、その後、学童クラブが預かりますということで、ばたばたはしなかったようにありますが、なかなか以前に比べてどういうふうにしていけばいいのか、また子どもたちが密になるのではないかとということで、指導員の先生方も随分困られたというような話も聞きました。

子どもの数が減ってきているにもかかわらず、今おっしゃったように学童に通う子どもたちは横ばいか、少しずつ増加傾向にあります。これは、小学校6年生まで預かるというふうになったということと、共働きの家庭が多くなった、その中でも親との同居が減った、近くに見てくれる親族や友人がいない、また、多くの人たちが働いているという状況の中で、近所の人たちもいない。こういう環境の変化の中で子どもたちは安心してその後も暮らせるようにということで、学童に入れる親御さん、そして学童に行く子どもたちがとても増えたのだというふうに思っています。

子どもが負担に思うことなく学童保育に通い続けるためには、人数規模の上限を守りながら必要な数だけ学童を増やすこと、そして支援の単位ごとに子どもの受入れを明確にして、施設を整備し、2人以上の適切な指導員を配置することなど、問題はたくさんあるように思われます。今、学童の運営主体は本当に様々です。それぞれ形態が違うということで、子どもたちを見守っている支援員の雇用状況も働き方も全く異なっているようです。支援員が狭間に落ちないように、今後、市としてはどのような形で指導されていくのでしょうか。

○子育て支援課長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

放課後児童クラブは、かつて仕事を持つ親たちが、保護者会などの自主運営で立ち上げたり、自治体が直営で実施したりするなど、地域の様々なケースで運営されてきました。さらに、クラブへのニーズの多様化や民間の参入により多種多様な形態で実施されております。したがって、制度としましても一定の水準を確保するため、放課後児童クラブ運営方針が国によって定められております。職員体制につきましても、2人以上の支援員を置くこと、そのうち1人は補助員に代えることができるとの規定がありますが、詳細はクラブに任せられている状況でございます。

子どもたちが安心して過ごせる居場所として放課後児童クラブのニーズがより高まっているとともに、放課後児童支援員は、子どもたち一人一人を肯定し、共感の言葉をかける存在であることから、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策を担う立場にあるとして期待が寄せられています。その支援員が、安心して子どもたちと向き合えるよう、さらなる制度の見直しなどを国や県に働きかけていきたいと存じます。

○3番（美馬恭子君） 国が、公立小学校の学級人数を35人に引き下げるという法改正を行おうとしています。子どもの生活の場であり、また学校とは違い狭い部屋で学童保育はされています。感染拡大を防止するには、おおむね40人以下よりも小さな子ども集団の規模にすることが本当に必要ではないでしょうか。公的な福祉事業である学童保育の運営、保育の質を守ること、そのためには自治体がきちっと放課後児童健全育成事業の役割を理解して援助していくことが大切だと思います。

今回、放課後児童クラブの職員に関する基準が、「唯一の従うべき基準」から「参酌すべき基準」に改正されました。これは、自治体の考え方次第で実施基準が変更できるということです。別府市としても、子育て世代が働きやすい環境づくりの一環としてしっかりと検討を重ねていただきたいというふうに思っています。よろしくお願ひしたいと思ひます。

引き続きまして、次の2番の質問に入っていきたいと思ひます。

その前に、質問の順番を（2）、（3）、（1）、（4）というふうに変更したいと思ひます

が、よろしいでしょうか。

○副議長（小野正明君） はい、どうぞ。

○3番（美馬恭子君） 別府市におけるジェンダーの取組ということで、男女共同参画推進条例というふうな形で別府市でも平成18年から随分いろいろとされてきているようです。その中で伺いいたします。

別府市の常勤職員の男女比率はどうなっているか、教えてください。

○職員課長（河野伸久君） お答えいたします。

まず、別府市の消防職を除く常勤職員の男女比率についてお答えをしたいと思います。令和3年4月1日現在の数値でお答えをいたします。男性職員59.6%、女性職員40.4%となっております。

○3番（美馬恭子君） それでは、役職別の男女比率はどのようになっていますか。

○職員課長（河野伸久君） お答えいたします。

管理職につきましては、男性職員が83.3%、女性職員が16.7%となっております。また、管理職を除く職員につきましては、男性職員が56.8%、女性職員が43.2%となっております。

○3番（美馬恭子君） 男性職員、女性職員、半々というふうな形で理解しております。

それでは、最近、男性の育児休業の件も言われておりますけれども、育児休業の取得状況はどのようになっていますか。

○職員課長（河野伸久君） お答えいたします。

令和元年度の数値でお答えをいたします。取得数は36名、取得率は28.8%となっております。内訳といたしましては、女性職員の取得数は32人、取得率は100%でございます。一方、男性職員の取得数は4人、取得率は7.5%となっております。

なお、令和2年度の数値につきましては、現在未確定数値ではございますが、取得者数37人、取得率は39.1%で、10.3%の増加の見込みでございます。内訳といたしましては、女性職員の取得率は32人で、取得率は100%、男性職員の取得数は5人で、取得率は9.7%となっております。

○3番（美馬恭子君） 男女の取得期間ですね、どれぐらいの年数取得されているのか。最高、どのようになっているのでしょうか。

○職員課長（河野伸久君） お答えいたします。

令和2年度の実績で、お答えをさせていただきます。女性の最高が2年10か月、平均が1年6か月となっております。また、男性の最高が2年、平均が6か月となっております。

○3番（美馬恭子君） これをお伺いしたときに、別府市もすごいなというふうに感心しました。男性が2年も取られていると。今、男性はなかなか1週間、2週間、本当に数日単位でしか取れないというのが現状のようですが、別府市の中では2年取られている方がいらっしゃる、平均でも6か月近く取られているということで、別府市の中でも考え方が随分変わってきているのだなというふうな感じがいたしました。

私が以前勤めていました病院で、7年3か月育児休業を取った看護師がいました。それは、内訳でいいますと、最初の子を産んで、それから3人出産いたしました。その間、通算7年3か月ということなのですけれども、これに関しては全国的にも大変珍しいということで、国立医療で報告もさせていただきました。

こういうふうにして働きながら子育てをしていくためには、周りの環境も大切ですし、きちっと取れる、そしてその人が働き続けられる環境をつくっていくことが、より大切になってくるのではないかなと思います。男性が最高2年という方がいらっしゃるのですから、今後、男性が取得していくためにも、きちっと報道していただいて宣伝していただければいいのではないかなというふうに思いました。

性別にかかわらず男女共生社会の実現には、誰もが平等に働ける職場環境が必要です。行政は、率先して取り組む必要があると考えますが、今後どのように取り組んでいかれるのでしょうか。

○職員課長（河野伸久君） 答えいたします。

別府市においては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法令に基づき、特定事業主行動計画を策定し、職業生活において男女が共に活躍できる取組を進めております。この取組の中において最も重要なことは、男女を問わず職員一人一人が共に尊重し理解し合うことが大切であると考えております。よって、休暇制度の取得促進、長時間労働の縮減、事務改善などの環境づくりに加え、研修会の開催や広報紙などによる啓発を継続して実施することにより、誰もが働きやすい風土づくりに率先して取り組んでまいりたいと考えております。

○3番（美馬恭子君） ぜひ、市民の皆さんにも別府市の中で行われていることを広報していただきたい。そして、市の中でも働きやすい職場づくりのために宣伝していただければというふうに思っています。

別府市の男女共同参画事業について、お伺いしたいと思います。

平成18年の別府市男女共同参画推進条例が制定されて以降、男女共同参画センターで事業を推進していると思いますが、その中で、まず相談業務の状況について教えてください。

○市民課長（大石宗徳君） 答えいたします。

男女共同参画センターでの相談件数は、年間数百件ございます。内容はDVに関する相談が主で、全体の8割から9割、残りは子育てに関する相談が大部分となっております。今後も生活への困り事や相談は、相談員が聞き取りを行い、関係機関と連携を取りながら相談者に丁寧に対応するように努めてまいります。

○3番（美馬恭子君） 私も今回の質問をするに当たって、いろいろとホームページを見させていただきました。こんなにたくさんの事業をされているのだと思い、知らなかったことをちょっと恥じたところですが、条例が制定された平成18年度と比べると、状況が少し変化しているのではないかと思います。今後、ジェンダーに対する取組についてはどうでしょうか。教えてください。

○市民課長（大石宗徳君） 答えいたします。

湯のまち「べっぷ」第2次男女共同参画プランの中で基本目標を、「男女がともに暮らしやすい社会づくり」、「男女がともに働きやすい環境づくり」と定め、性別役割分担の見直し、学校等における男女平等教育の推進、啓発活動の拡充など事業を推進しております。今年度中に第3次男女共同参画プランを策定することとしております。皆様の御意見をいただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

○3番（美馬恭子君） 別府市の西中学校が開校されました。制服に関しては、ジェンダーの考え方を取り入れてということで、ブレザー、そしてズボン、スカート、選択制ということになっています。これも一歩前進ではないかなというふうに思っております。

男女共同参画事業を市民に啓発するためにどのような講座、学習会を今後実施していこうと考えていらっしゃるでしょうか。

○市民課長（大石宗徳君） 答えいたします。

男女共同参画センターあす・べっぷでは、主催講座として、性別にかかわらず家庭や地域、職場等で一人一人の能力や個性が発揮できるような社会を目指せるよう、講座に取り組んでおります。例年十数回開催しておりますが、昨年度は新型コロナウイルス感染予防のため実施ができておりません。今後も講座内容を検討しながら取り組んでまいりたいと考えております。

- 3番（美馬恭子君） あす・べっぷの中にありまして、「あすてっぷ」という啓発広報誌も出ておりますので、ぜひ活用していただきたいというふうに思っております。

講座以外には、どのような取組をされていこうとしていますか。

- 市民課長（大石宗徳君） お答えいたします。

別府市男女共同参画推進条例で、9月15日を含む1週間を別府市男女共同参画週間としております。例年、その期間に男女共同参画フォーラムとして講演会を開催するとともに、公共機関での啓発活動を実施しております。今後も、男女共同参画社会の実現に向け、市・市民・事業者の皆様方と取り組んでまいりたいと考えております。

- 3番（美馬恭子君） ジェンダーに関しては、子どもの頃から今に至るまで、家庭でも職場でもメディアでも、「普通」「常識」「文化」という言葉でシャワーのように降り注がれていました。私たちの行動の在り方や価値判断、役割分担を無意識のうちに左右しています。そういう意味で一般的に社会的・文化的につくられた性差とも説明されています。大切なポイントは、つくられたものだから必ず変えることができるということです。コロナ禍で女性にはより大きな負担がのしかかってきました。女性は、家庭でのケア労働を担っているために非正規で働く人が多い。コロナ不況による解雇、雇い止めの影響も集中的に受けることになりました。今の時期、コロナが落ち着き始めた中で、しっかり学習会や啓蒙活動を市役所の中から広げていっていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に入りたいと思います。給食センターについてです。

学校給食は、食育や地産地消の推進など教育としての役割が極めて大きいと考えています。本議会でも給食センターの設計・施工に関しての費用などの話が出ておりましたが、給食センター化による教育委員会の役割について、市の方針をお聞かせください。

- 教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

学校給食は、年間約200回提供されます。この学校給食を生きた教材として義務教育における9年間で有意義に活用することにより、児童生徒の将来の食生活の基礎や望ましい食習慣を形成させることができると考えております。このような意義を踏まえ、学校給食が食育に果たす役割をなお一層充実させるためにセンター化を好機と捉え、教育委員会は手作り給食や地場産品の積極的な活用などを進めるとともに、子どもたちをはじめ保護者や地域の方が活用できる「学べる調理場」としての試食会や見学会が実施できる施設を整備するなど、食への関心を高める取組を進めてまいります。

- 3番（美馬恭子君） 学校給食の意義として、目的として、「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するもの、学校給食の普及充実及び食育の推進を図ることを目的とする」というふうに目的が上げられております。そして、その中には適切な栄養の摂取による健康保持の増進を図る、日常生活における食事について正しい理解を深めていく、学校生活を豊かにしてくれる、食生活が自然の恩恵の上に成り立つということが理解できるようになる、食生活に関わる人々の活動や勤労を重んじる精神ができる、伝統的な日本の食文化というものを知ることができる、食料の生産・流通及び商品について理解することができるというようなことを目標に掲げています。

このような中で、毎回言わせていただいておりますが、自校給食の中に見えていたものが、センターになったときに、今、「センター化を好機に」とおっしゃいましたけれども、どのような形で見えていくのかが、私にはまだ見えておりません。ぜひ立派な建物が建つ中で、子どもたちに対しての食育が、今より以上に展開されていきますことを望んでますし、栄養士の方々がきちっと栄養指導ができていくように、今の人数よりも増やして関わっていただけるようなことを望んでいます。

運営方法としましては、まだ話は出ていませんでしょうが、大分市も、自校給食に関し

でも委託しているという話を聞きます。シンポジウムの講師を務められた金田先生の話聞いていても、直営ではなく委託でというふうな印象を私は受けました。仮に委託するにしても、栄養教諭の配置や食育の推進など、市としては今後どのようなことを考えてされていくのかお聞かせください。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

県教育委員会が定める栄養教諭等の配置基準は、8,500食に対して3名となっております。新共同調理場では、県費の栄養教諭等に加えて市費の栄養職員を配置し、栄養教諭等が子どもたちに直接指導するとともに、味つけや献立について感想や意見を聞くなど、食育活動が円滑に実施できるような体制づくりを進めます。

また、食育の推進につきましては、運営方法の直営・委託にかかわらず、学校全体で行われるものと考えております。各学校が学校給食法に基づき校長を中心に作成する食に関する指導の全体計画によって各教科、領域と関連づけた食育活動をなお一層推進してまいります。

○3番（美馬恭子君） 学校給食を教育の一環として捉えられるのであれば、運営方式としては、市が直営されることが望ましいと私は考えています。市が目指す「日本一おいしい給食」を実現するために、運営方法については今後の話にはなるかと思いますが、しっかり検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

運営方法については、新共同調理場が目指す「日本一おいしい給食」を提供するため、手作り給食や地場産品の活用などが、安全・安心かつ効率的に行える方法を引き続き検討してまいります。

○3番（美馬恭子君） 新しい建物が建つのは、誰にとってもうれしいことです。しかし、その中に入るもの、また皆さんが考えるもの、いろんな方面から考えることは違ってくるのだと思います。その中で、ぜひ建ち上がるまでにみんなで話をし、特に小学校・中学校の子どもたちからも話を聞き、給食を食べていく世代と交流をしながら、いい給食センターが建ち上がることを望んでいますし、直営でという方針に持っていただきたいと思います。子どもたちの教育のためにもと思いますので、今後の話し合いを期待しております。ありがとうございました。

○議長（松川章三君） これをもって一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。以上で本日の議事は終了いたしました。明日23日から28日までの6日間は、事務整理及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は、29日定刻から開会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、明日23日から28日までの6日間は、事務整理及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は、29日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時42分 散会

